第3章 中小企業経営者の方へ

1　経営の強化・改善を図りたい

(1)　経営相談・経営支援

(公財)東京都中小企業振興公社

中小企業の成長ステージに応じた、多彩な支援メニューを提供しています。本社（秋葉原）、城東（青砥）・城南（蒲田）・多摩（西立川）の各支社で事業を実施しているほか、知的財産に関するさまざまな相談には、東京都知的財産総合センターが対応しています。

(公財)東京都中小企業振興公社 本社　☎ 03（3251）7881
同　城東支社　☎ 03（5680）4631
同　城南支社　☎ 03（3733）6284
同　多摩支社　☎ 042（500）3901
東京都知的財産総合センター　☎ 03（3832）3656
窓口開設時間　平日午前９時～午後５時
（相談内容により窓口開設時間が異なる場合がありますので、お問合せください。）

総合相談窓口

中小企業からの多様な相談に対応するため、中小企業診断士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家を配置した総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応しています。

分　野	ワンストップ総合相談窓口の配置専門家
経営・金融・労務	中小企業診断士・社会保険労務士
法　律	弁護士
創業・会社設立	中小企業診断士・司法書士・行政書士
IT、IoT、AI	ITコーディネータ
税務・会計	税理士、公認会計士
ISO認証取得支援	ISO審査員
悪質クレーム対応	中小企業診断士・社会保険労務士

（相談曜日をお確かめください。）

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03（3251）7881・2
同　城東・城南・多摩　各支社　（☎→p70）

専門家の派遣

企業経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、公認会計士、ITコーディネータ、技術士、税理士等の民間の専門家が企業の現場へ出向いて支援する「専門家派遣事業」を有料で実施します。

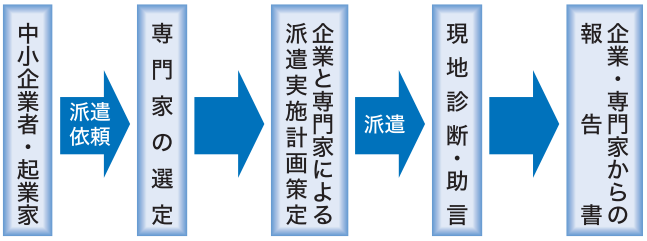

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課　☎ 03（3251）7881・2

経営相談・記帳指導

商工会、商工会議所には、小規模企業者の経営パートナーとして、経営指導員が配置されており、経営に関するさまざまなご相談に応じています。

また、記帳については記帳相談員による指導、事業承継や事業継続については都内７箇所に整備された支援拠点のコーディネータ及び専門家による支援を行っています。

問合せ先
各商工会・商工会議所　（☎→p72）

倒産防止特別相談

倒産のおそれのある中小企業の方から、事前に相談を受けて、経営的に見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては、円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

問合せ先
東京商工会議所経営安定特別相談室　☎ 03（3283）7742
東京都商工会連合会経営安定特別相談室　☎ 042（500）3885

（公財）東京都中小企業振興公社

(公財)東京都中小企業振興公社は幅広いネットワークを活用し、他の支援機関と連携しながら中小企業の経営・技術基盤強化のためのサポートを行っています。そのネットワークは都内のみならず、近隣地域及び海外にまで広がっています。　公社ホームページ　https://www.tokyo-kosha.or.jp/

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

東京都企業立地相談センター

都内でオフィス、店舗、工場、事業用地等を探している方に対し、専門のアドバイザーが要望をお伺いし、不動産事業者への一斉照会や各種支援制度等の情報提供を行います。

問合せ先
東京都企業立地相談センター
（東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター１階）
☎　03（6803）6280（平日９：00-17：00）

事業承継・事業再生等の相談

事業承継の問題を抱えている中小企業者に対して、専門スタッフが相談に応じ個々の課題解決を支援するほか、円滑な事業承継を進めるための普及啓発セミナーを開催します。

また、業績不振等の問題を抱える中小企業に対して、できるだけ早い段階で経営改善策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行うなど、具体的な支援を行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎　0120（008）275
☎　03（3251）7885

事業承継税制の対象企業認定

経営承継円滑化法に基づき、中小企業又は個人事業者の後継者が先代経営者からの贈与、相続又は遺贈により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税を納税猶予等する特例制度の対象企業の認定を行い、円滑な事業承継を支援します。

問い合わせ先
産業労働局商工部経営支援課　☎　03（5320）4785

中小企業活力向上プロジェクトネクスト

都と都内中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と中小企業診断士が経営診断チェックを行い、企業ニーズに応じて上限９回まで専門家の派遣を行います。これにより、経営課題の発見から、短期的・中長期的課題の解決までを切れ目なく一気通貫に支援します。また、事業計画を進めるにあたって直面した新たな課題を解決するため、継続的なフォローアップも行います。

問合せ先
中小企業活力向上プロジェクトネクスト実行委員会
☎　03（3283）7388

生産性向上のための IoT、AI、ロボットの導入支援

ＩＣＴ（ＩｏＴ、ＡＩ等）、ロボットといった最先端技術の導入・活用により生産性向上を図ろうとする中小事業者等を対象に、セミナーや合同研究会、人材育成講座の開催、専門家による相談対応、適正な機器の導入に係る診断等を実施します。さらに、ＩＣＴツールの導入に要する経費の一部を助成します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社
（ＩｏＴ、ＡＩ導入活用支援）総合支援課
☎ 03（3251）7881
（ロボット導入活用支援）経営戦略課
☎ 03（5822）7250
（ＩＣＴ人材育成）企業人材支援課
☎ 03（3251）7904
（ＩＣＴツール導入助成）設備支援課
☎ 03（3251）7889

サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業

顧客データ等の利活用により、生産性の向上を図る中小サービス事業者を対象に、普及啓発セミナーやワークショップの開催、専門家によるデータ収集及び分析に関する助言と課題解決に向けた対応策の実行支援を行います。

また、データ収集及び分析支援ツール等の導入や利用にかかる費用を助成します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　経営戦略課
☎ 03（5822）7237

中小企業新戦略支援事業（団体向け）

中小企業団体等又は中小企業グループが取り組む業界の活性化に向けた共同事業の実施に対して、コーディネータを無料で派遣、又は事業費の一部を助成し、事業計画の策定から事業の実施までを一体的に支援します。

また、東京 2020 大会を最大の好機として、先進事例として広く発信できるモデルとなる団体の販路開拓の事業プランを選定し、実施に向けて包括的に支援します。

問合せ先
東京都中小企業団体中央会　振興課
☎ 03（3542）0040

2020 年に向けた団体向けサービス対応力強化集中支援事業

東京 2020 大会の開催を契機として、中小企業団体等が、接遇力や国際化対応力等を高めるために実施する人材育成の取組に要する経費の一部を助成します。

問合せ先
東京都中小企業団体中央会　支援課
☎ 03（3542）0318

団体向け生産性向上支援

小規模団体等が自主的に実施する技術・技能継承に関する取組にかかる経費の一部を助成します。

また、中小企業団体等を対象に生産性向上に向けた取組としてICT先進技術の有用性や活用事例を紹介するセミナー等を実施するほか、団体等の生産性向上に関する自主的な取組に対し、その経費の一部を助成します。

問合せ先
東京都中小企業団体中央会　労働課
☎03（3542）0388

東京都 BCP 策定支援事業

大地震等の予期せぬ事態が発生した際に、会社・事業・従業員を守るために取り組む「事業継続計画（BCP）」の策定を支援します。また、既に BCP を策定された都内中小企業を対象に、模擬訓練演習等を行うセミナーを開催し、BCP の継続的な取組を支援します。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎03（3251）7885

団体向けリスクマネジメント普及啓発事業

中小企業団体等を対象にリスクマネジメントの重要性を普及するセミナーを開催します。また、団体が組合員等に対し実施するリスクマネジメントの普及啓発に関する取組（研修の開催・普及啓発リーフレットの作成等）にかかる経費の一部を助成します。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先
東京都中小企業団体中央会　業務課
☎03（3542）0317

中小企業サイバーセキュリティ対策の普及促進

中小企業をサイバー空間の脅威から守るため、警視庁、中小企業支援機関等と相互に連携して、事務局を設置し、中小企業向けの情報発信を行うほか、サイバーセキュリティ対策に関する様々な内容について相談を受け付けています。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4773

中小企業における危機管理対策促進事業

企業の危機管理対策を促進するため、BCP の実践、サイバーセキュリティ対策、エネルギーコストの削減に向けた設備機器の導入に必要な経費の一部を助成します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　設備支援課
☎03（3251）7889

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業

ＳＤＧｓ経営を推進するための施策（普及啓発、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図ります。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　経営戦略課
☎03（5822）7232

⑵　雇用環境の整備

雇用管理等に関する相談

労働相談

・就業規則を作りたい
・労働組合について知りたい
・賃金や退職金の水準を知りたい

こんなときは労働相談情報センターの労働相談をご利用ください。労働相談情報センターには、事業主の方からも年間約８千件の相談が寄せられています。

（→ p4）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎→p73）

非正規雇用アドバイザー制度

アドバイザーが、事業所等を訪問し、パートタイム・有期雇用労働法のポイントや非正規労働者の雇用管理の改善についてアドバイスをしています。

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎→p73）

両立支援推進員制度

育児・介護などの家庭生活と仕事の両立に関する取組推進について、中小企業の皆様からのご相談をお受けします。

問合せ先
労働相談情報センター　事業普及課
☎03（5211）2248

働き方改革推進事業

働き方改革の気運を高め、都内企業の取組を支援します。

1　TOKYO 働き方改革宣言企業制度

長時間労働の削減・年次有給休暇等の取得推進に向け、目標や具体的な取組内容を定め、働き方・休み方の改善に取り組む企業を募集します。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

2　働き方改革宣言奨励金

働き方・休み方の改善に向けた取組目標の設定など、社内体制の整備・制度の導入を支援します。

・対象　都内中小企業等
・上限 70 万円　×　1,500 社（→ p45）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎ → p73）
TOKYO ライフ・ワーク・バランス推進窓口
（☎ → p73）

働き方改革支援事業

働き方改革宣言企業に対し、宣言後の取組状況の確認や今後の進め方を助言するとともに、導入した制度等を実践した場合に助成を行い、企業の具体的な取組を後押しします。

１　働き方改革宣言企業への巡回・助言

働き方改革宣言を行った企業を巡回し、円滑な制度利用等の観点から状況に応じた助言を行います。

２　働き方改革助成金

制度が利用されるなど働き方・休み方の改善が図られた中小企業等に対し、助成を行います。

・上限 40 万円（→ p45）

問合せ先
（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課
☎ 03（5211）2396

生産性向上支援事業

働き方改革宣言企業を対象に、業務改革、IT 推進、生産管理・設備、人材育成・教育等、生産性の向上を目的とした専門家によるコンサルティングを実施します。

問合せ先
TOKYO ライフ・ワーク・バランス推進窓口
☎ 03（3868）3401

働きやすい職場環境づくり

従業員が安心して働くことのできる雇用環境の整備を推進するため、育児・介護や病気治療と仕事の両立、非正規労働者の雇用環境の改善等に取り組む中小企業等を支援します。

１　研修会

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる企業向けの研修会と企業間の意見交換会を行います。

２　専門家派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲がある企業等に専門家を派遣（無料）し、企業の取組レベルに応じた助言を行います。

３　奨励金

働きやすい職場環境づくりを図る取組を行った企業に対して奨励金を支給します。

（→ p45）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎ → p73）

非正規雇用労働者の処遇改善推進事業

都内中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、同一労働同一賃金対策に関する情報を広く提供するシンポジウムを開催します。また、シンポジウムと合わせて、社会保険労務士等による相談会を実施します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03（5320）4649

テレワーク活用・働く女性応援事業

テレワーク環境の整備や女性の採用・職域拡大に向けた環境整備に係る経費への支援を行うことで、企業における職場環境整備を促進します。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

[事業概要]

①テレワーク定着促進助成金（中堅・中小企業等）
テレワーク機器導入事業（助成率：2 ／ 3　助成上限：250 万円）
・在宅勤務、モバイル勤務、リモートワーク等のテレワークを可能とする環境整備に係る経費を助成します。

②女性の活躍推進助成金（中小企業等）
（助成率：2 ／ 3　助成上限：500 万円）
女性の採用・職域拡大等に向けて、女性用トイレや更衣室等の職場環境の整備に係る経費を助成します。

問合せ先
（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課
☎ 03（5211）2397

女性の活躍推進加速化事業

中小企業における女性活躍推進の取組について、研修やコンサルティング等を通じて、知識・ノウハウの取得を支援します。

１　スタートアップ研修会（取組開始支援）
・対象：都内中小企業の経営者及び人事・総務担当者等
・実施時期：2020年9月から2021年1月まで
・研修内容：中小企業における女性活躍推進の必要性、重要性について

２　行動計画策定支援研修会（導入支援）
・対象：都内中小企業の経営者及び人事・総務担当者等
・実施時期：2020年8月から2021年3月まで
・研修内容：女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定方法について

３　フォローアップコンサルティング
・対象：2の研修を受講する都内中小企業
・実施時期：2020年8月から2021年3月まで
・コンサルティング内容：一般事業主行動計画の策定及び見直し・改善

４　管理職を目指す女性従業員向け研修・交流会
・対象：都内中小企業の女性従業員
・実施時期：2020年9月から2021年3月まで
・研修内容：キャリアデザイン・ビジネススキル向上について

５　女性管理職を支える男性管理職向け研修・交流会
・対象：都内中小企業の男性管理職・リーダー
・実施時期：2020年9月から2021年3月まで
・研修内容：女性管理職を育成・アシストするための支援スキルについて

※各研修・交流会の詳細は、「TOKYO はたらくネット」、チラシ・リーフレット等をご参照ください。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03（5320）4645

企業で働く女性管理職等のキャリア支援事業

女性管理職を生み出し、支援する気運醸成を図るとともに、女性管理職のスキルアップのためのプログラムを実施します。

1　働く女性のキャリア形成に向けた講演会

女性管理職を増やし、その活躍を支援するため、女性管理職のキャリア形成に向けた講演会を実施します。

・対象：都内企業の女性管理職候補者、女性管理職、男性管理職等
・実施時期：2020年11月

2　女性管理職のスキルアップ講座

女性管理職のキャリアの維持や更なる向上を支援するためのプログラムを実施します。

・対象：都内企業の女性管理職、女性管理職候補者
・実施時期：2020年10月

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）4645

東京ライフワーク・バランス認定企業制度

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業

従業員が生活と仕事を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業等を東京ライフ・ワーク・バランス認定企業として認定しています。認定企業には「PR 用 DVD」等を東京都が作成し、取組内容を東京都のホームページ等で広く公表します。

また、「ライフ・ワーク・バランス EXPO 東京」で認定状授与式のほか取組の紹介、認定企業の PR を行います。

※令和２年度は募集を休止いたします。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）4649
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/

家庭と仕事の両立支援推進事業

1　家庭と仕事の両立支援推進企業の登録

法定以上の育児・介護と仕事の両立支援制度の整備数や利用状況を確認の上、両立支援推進企業マークを付与します。登録企業は、ホームページやイベント等で紹介するなど、東京都が積極的な PR を行っていきます。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

2　家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

経営者や人事労務担当者、働く方々を対象に、家庭と仕事の両立に役立つ情報を提供するポータルサイトを運営しています。

「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」
https://www.katei-ryoritsu.metro.tokyo.jp

3　介護と仕事の両立推進シンポジウム（仮称）

主に中小企業経営者、人事労務担当者の方を対象に、介護と仕事の両立の重要性や取組事例について紹介するイベントを開催します。（2020 年 10 月開催予定）。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）4649

職場のメンタルヘルス対策推進事業

1　職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーンの展開

メンタルヘルス対策推進の社会的機運を醸成するため「職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン」を展開し、普及啓発活動を積極的に行います。

2　ポジティブメンタルヘルスシンポジウムの開催

主に中小企業の経営者の方を対象に、メンタルヘルス対策の重要性や企業経営への好影響について紹介する「ポジティブメンタルヘルスシンポジウム」を開催します。

3　職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

職場内におけるメンタルヘルス対策の進め方等について、専門家がアドバイス等を行う相談会を、シンポジウムと同時開催します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）4652

TOKYO ライフ・ワーク・バランス推進窓口

企業における働き方改革、育児・介護と仕事の両立など雇用環境整備に係る支援制度の相談や情報提供等をワンストップで行います。

問合せ先
TOKYO ライフ・ワーク・バランス推進窓口
☎03（3868）3401

東京テレワーク推進センター

テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援を国と連携してワンストップで提供します。センターでは、ICT ツールを活用したテレワーク体験コーナーも設置しています。また、テレワーク導入企業の人材確保相談・マッチングイベントを実施するとともに、テレワーク推進に役立つセミナーを実施します。

問合せ先
東京テレワーク推進センター　☎03（3868）0708
https://tokyo-telework.jp

テレワーク体験型セミナー

企業経営者等を対象に、テレワーク導入のメリットの理解や、機器の操作を通じてテレワークを体験できるセミナーを実施します。

・規模　200 社（10 社× 20 回）

問合せ先
東京テレワーク推進センター　☎03（3868）0708

ワークスタイル変革コンサルティング

都内の中堅・中小企業等を対象に、テレワークの導入や活用拡大を推進するため、専門のコンサルタントが訪問し、課題解決などの支援を行います。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先
TOKYO ライフ・ワーク・バランス推進窓口
☎ 03（3868）3401

テレワーク導入促進整備補助事業（はじめてテレワーク）

東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた企業等に対して、テレワークをトライアルするための環境構築経費および制度整備費を補助します。
・補助率　　10/10
・補助上限　常時雇用労働者数 300 ～ 999 人の企業
　上限 110 万円
常時雇用労働者数 100 ～ 299 人の企業　上限 70 万円
常時雇用労働者数 100 人未満の企業　上限 40 万円
※各補助上限金額は制度整備費 10 万円を含む。

問合せ先
（公財）東京しごと財団雇用環境整備課
☎ 03（5211）1756

業界団体連携によるテレワーク導入促進事業

業界団体に対して、会員企業等に向けたテレワーク導入支援のための取組に要する経費を補助します。業界団体の支援を受けた会員企業は、はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）を利用することができます。
・補助率　　10/10
・補助上限　3,000 万円
・補助対象経費
①　コンサルティング事業
②　業界内モデル就業規則の作成・周知
③　セミナー実施等の気運醸成事業
☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03（5320）4657

TOKYO テレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する無料の東京都公式アプリです。
https://tokyo-telework.jp/lp/2002app/index.html

問合せ先
東京テレワーク推進センター　☎ 03（3868）3401

TOKYO テレワーク・モデルオフィス

多摩地域にサテライトオフィスを設置し、利用の促進を図ります。
https://tokyo-telework.jp/modeloffice/

問合せ先
東京テレワーク推進センター　TOKYO テレワークモデルオフィスサポート担当　☎ 050（3358）7224

ボランティア休暇制度整備事業

東京 2020 大会の開催を契機とした、働く世代のボランティア参加への気運醸成を図るため、その基盤となる休暇制度の整備を促進します。
被災地への救助活動など人道支援や福祉支援、スポーツイベントにおける支援活動を対象とした、「ボランティア休暇制度」を整備し、制度の内容や、ボランティア活動に関する情報等の社内周知等を実施した企業へ助成金を支給します。
・対　　象　　都内企業 700 社
・助成金額　　20 万円

問合せ先
労働相談情報センター　事業普及課
☎ 03（5211）2248

働く人のチャイルドプランサポート事業

1　不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修
都内企業等の人事労務者等を対象に、不妊治療・不育症治療に関する基礎的な知識や、仕事との両立における身体的負担、精神的負担、職場におけるハラスメント防止策など、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与するための研修を実施します。

2　不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金
不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する相談体制を整備し、不妊治療・不育症治療を理由に取得できる休業制度もしくは休暇制度及び、治療中の従業員が利用できるテレワーク制度を整備するなどの取組を行った企業に対し奨励金を支給します。
・対象：都内企業等
・奨励内容等：
①不妊治療および不育症治療のための休暇制度等の整備　40 万円
②不妊治療のための休暇制度等の整備　30 万円
③不育症治療のための休暇制度等の整備　10 万円
（不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度を整備した場合　10 万円加算）

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03（5320）4645

働くパパママ育休取得応援事業

1　働くママコース
従業員に 1 年以上の育児休業を取得させ、原職等に職場復帰させるなどの取組を行った企業に対して、奨励金を支給します。
・対象：都内中小企業
・金額：125 万円

2　働くパパコース
男性の育児休業取得を奨励するため、男性従業員が連続して 15 日以上の育児休業を取得した場合に、育児休業取得期間に応じて奨励金を支給します。
・対象：都内企業（大企業含む）
・金額：25 万円～ 300 万円

問合せ先
（公財）東京しごと財団雇用環境整備課
☎03（5211）2399

介護休業取得応援事業

従業員に連続して 31 日以上の介護休業を取得させ、原職等に復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給します。
・対象：都内中小企業等
・金額：50 万円

問合せ先
（公財）東京しごと財団雇用環境整備課
☎03（5211）2399

育児・介護からのジョブリターン制度整備推進事業

結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度を整備した企業に対し、奨励金を支給します。
・対象：都内中小企業等
・金額：20 万円

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）7594

サテライトオフィス設置等補助事業

都内の市町村部にサテライトオフィスを設置する企業や団体等に対して、整備費及び運営費を補助することで、テレワークによる職住近接のワークスタイルを推進します。

	補助率	補助限度額
整備・改修費	2/3	2,000 万円
運営費	1/2	600 万円

※補助事業者が保育所を併設、または年間を通じた計画的なサテライトオフィス利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合、以下の通り整備・改修費の補助対象額がアップします。また、補助率は 2/3 になります。

	補助率	補助限度額
整備・改修費	2/3	2,250 万円
運営費	2/3	800 万円

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）4657

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

事業者が障害者を円滑に受入れ雇用継続できるように、国に準じた都独自の東京ジョブコーチが、企業等の要請に応じて職場定着支援を行います。

問合せ先
（公財）東京しごと財団障害者就業支援課
☎03（5211）2682
東京ジョブコーチ支援センター　☎03（3378）7057

⑶　販路開拓・取引情報

受注・発注情報の提供

（公財）東京都中小企業振興公社では、受注・発注を求めている企業に情報の提供を行っています。情報提供には、公社への登録が必要です。公社ホームページから登録できます。

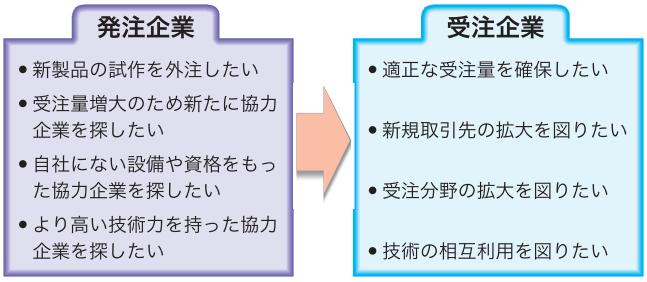

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎03（3251）7883
同　城東・城南・多摩各支社　（☎→ p70）

中小企業世界発信プロジェクト 2020

東京 2020 大会開催等に伴う経済波及効果を日本全国の中小企業に波及させるため、官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を運営し、中小企業の受注機会の拡大を支援するとともに、中小企業が開発した創意あふれる製品・サービスを集め、展示会への出展を通じた販路開拓を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会事務局
☎03（5822）7239

全国受発注ネットワーク化事業

東京と全国各地との商取引による結び付きを一層強化するため、地域の産業や企業活動に精通したネットワーク・サポーターを各地域に配置し、受発注情報を共有することでマッチングの広域化を図り、全国の中小企業の受注機会等の拡大を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会事務局
☎03（5822）7239

優れた製品や技術への支援事業（ニューマーケット開拓支援）

豊富な営業経験と幅広い分野の商品知識を有する企業 OB が持つネットワークや市場情報を活用して、高い製品開発力・技術力の評価を得ている都内中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓及びマーケティング戦略策定を支援しています。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課
☎ 03（3434）4275

中小企業プロモーション支援事業

魅力的な自社ブランドを確立し、消費者に「選ばれる」ためのプロモーション戦略の重要度が高まってきています。
効果的な自社ＰＲシートの作成やプロモーション戦略策定・実行を支援し、中小企業の更なる販路開拓と企業の人材育成をサポートします。また、海外展開に取り組みながら十分な成果を上げていない都内中小企業に対し、海外商談力強化に向けた支援を行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　経営戦略課
☎ 03（3434）4275

医療機器産業への参入支援

医療機器の産業に中小企業が参入するには許可を持った既存の製販企業及び病院等との連携が重要です。企業毎に担当のコーディネーターを設置し、製販企業等とのマッチングや共同による機器開発への支援を実施します。
医療機器産業参入促進助成として、都内ものづくり中小企業と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
（制度全般について）　☎ 03（5201）7323
（助成金について）　☎ 03（3251）7883

Tokyo Metropolitan Aviation Network（航空機産業への参入支援）

都では、東京エリアの中小企業を中心とした企業コミュニティ、Tokyo Metropolitan Aviation Network（略称「TMAN」）を結成し、中小企業が航空機産業への参入を果たすため、商談マッチング、国内外展示会への出展等の支援を行っています。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課
☎ 03（5320）4762

東京都競争入札参加資格

物品買入や工事請負などの入札に参加するためには、入札参加資格を取得すること（「東京都競争入札参加有資格者名簿」に登載されること）が必要です。
入札参加資格の申請方法につきましては、東京都電子調達システムの「事前準備等」（https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp）をご参照ください。

問合せ先（受付時間　開庁日　午前9時～正午、午後1時～午後5時）
財務局経理部契約第一課（工事）　☎ 03（5388）2622
財務局経理部契約第二課（物品）　☎ 03（5388）2632

ヴァーチャル産業交流展 2020

産業交流展は、首都圏の個性あふれる中小企業の優れた製品や技術を一堂に展示する、国内最大級の見本市です。
今回の産業交流展は東京ビッグサイトからオンライン上に舞台を移し、国内最大級のオンライン展示会となる「ヴァーチャル産業交流展 2020」として開催します。

■開催期間　令和３年１月中旬から１か月程度（予定）
■会　　場　オンライン上で実施（大型展示施設等での開催はしない）
■対　　象　首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有し、以下のいずれかの分野に属する中小企業・団体等
①情報　②環境　③医療・福祉　④機械・金属
■主　　催　産業交流展2020実行委員会（東京都、東京商工会議所等）
■出展規模　700 社・団体（予定）
■特別企画　オンライン上での基調講演・特別講演等の企画を予定

問合せ先
産業交流展2020実行委員会事務局
（産業労働局商工部調整課内）　☎ 03（5320）4672

新事業分野開拓者認定制度（東京都トライアル発注認定制度）

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を支援するため、都が新商品等を認定して PR 等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課
☎ 03（5320）4745

革新的サービスの事業化支援事業

サービス産業における新たなビジネスモデルの創出や関連するサービス分野への進出などに取り組む企業に対して、事業計画の策定から資金面までを、細やかに切れ目なく支援するとともに、新サービスの創出などを実現するために必要な知識と専門性を有する人材の育成を図るためのスクール等を実施します。

☆この事業は稼ぐ力創出融資（p32）の対象です。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社
（助成金等の事業化支援）経営戦略課
☎ 03（5822）7232
（スクール等の人材育成）企業人材支援課
☎ 03（3251）7904

九都県市合同商談会

首都圏全体における産業の国際競争力の強化に向け、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）連携による合同商談会を実施します。この商談会を契機として、中小企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎ 03（3251）7883
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4791

地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図るため、地方で開催される展示会等の場を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出します。

問合せ先
東京商工会議所　ビジネス交流部
☎ 03（3283）7804

メディア活用販路開拓支援事業

メディア（テレビショッピング･インターネット販売等）を活用して商品を紹介・販売することで、都内中小企業が開発する優れた商品の更なる販路拡大につながるよう、越境 EC サイトを通じた支援を実施するとともに、ノウハウを学ぶセミナーや商談会を開催します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課（事業全般に関すること）
☎ 03（5320）4798
（公財）東京都中小企業振興公社　国際事業課（越境ＥＣに関すること）
☎ 03（5822）7241
（公社）日本通信販売協会　事業部（セミナー、商談会に関すること）
☎ 03（5651）1155

コンテンツ企業と異業種企業の連携促進事業

東京都は、コンテンツ産業と他産業との交流を契機とした企業間ネットワークの拡大・業種を超えた連携促進などにより、コンテンツ活用の裾野を拡げていくため、異業種交流イベントを開催します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課
☎ 03（5320）4798

下請取引に関する改善等支援

下請取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法」及び外注（下請）取引基本契約書の見方・作り方を解説する講習会を開催するとともに、下請取引に関する個別相談にも応じています。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎ 03（3251）7883

被災県等中小企業 R&D 連携支援事業

都内と被災県等の中小企業がそれぞれの経営資源を持ちより、大企業等が解決できない課題に対応できる技術を提供する機会をつくり、中小企業の新たな取引先を開拓する支援を行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎ 03（3251）7883

苦情紛争の相談・調停・あっせん

下請取引に関する様々なトラブルについての相談に応じています。

また、ADR（裁判外紛争解決手続）により、簡易迅速な紛争解決を図ることができます。

取扱い内容
・売掛代金の回収に伴うもの
・発注品の受領拒否や単価の値引き
・下請取引に関する契約問題等

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　下請センター東京
☎ 03（3251）9390
下請センター東京　多摩支援室
☎ 042（500）3909

⑷　海外展開・海外取引

ＡＳＥＡＮ展開サポート事業

（公財）東京都中小企業振興公社タイ事務所と、インドネシア・ベトナムのサポートデスクにおいて、相談対応や情報提供、ビジネスマッチング支援等を実施することにより、都内中小企業の現地での活動支援と技術・製品等のＰＲのための情報発信を行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　国際事業課
☎ 03（5822）7241

海外展開総合支援事業

主にアジア地域への海外展開を志向する都内中小企業に対し、海外展開プランの策定支援、海外販路ナビゲータ（海外のビジネス事情に詳しい企業ＯＢ等）によるハンズオン支援、展示会への出展支援などマッチング支援等を実施し、都内中小企業の海外販路開拓に結びつけていきます。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　国際事業課
☎ 03（5822）7241

海外展開相談

海外展開や貿易に関する質問や相談に、（公財）東京都中小企業振興公社の専門相談員（AIBA 認定貿易アドバイザー）が応じます。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　国際事業課
☎ 03（5822）7241
平日午前９時～ 12 時　午後１時～４時

海外企業連携プロジェクト

海外企業への生産委託や技術提携を望む都内中小企業に対し、普及啓発セミナー等による情報提供、個別マッチング支援等を実施することにより、海外展開の強化を図ります。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　国際事業課
☎ 03（5822）7241

海外拠点設置等戦略サポート事業

海外拠点開設等を目指す都内中小企業が事業計画に基づいて海外展開を図れるよう、精緻な海外戦略の策定と現地検証の実施、海外拠点設置等の実行をトータルで支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　国際事業課
☎ 03（5822）7241

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

都内中小企業と外国企業のビジネス交流事業

東京都は、都内に誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会を開催します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4798

クールジャパン事業の推進（コンテンツ）

東京都は、都内アニメーション産業の振興及び海外展開の促進を図るため、海外展開を志す都内アニメーション制作会社等を対象に、海外アニメーション市場への理解を深め、海外ビジネスに必要な基礎知識及びアニメーションピッチ技法を習得するセミナー・ワークショップを開催するとともに、海外展開に必要なスキル、マインドを磨くための機会として、ピッチコンテスト及び海外見本市 MIFA への出展支援を実施しています。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4798

Buy TOKYO 推進プロジェクト

補助対象者
次のいずれかに該当するもの
ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業で、大企業が実質的に経営に参加していないもの
イ　一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人
ウ　その他、東京都産品の販売・周知等に資する取組を行うと東京都が認める法人、団体等

事業内容
東京の特色ある優れた商品等（東京都産品）を国内外に向けて販売・ＰＲする都内中小企業等の新たな取組に対して、経費の一部補助や販売促進のアドバイス等の支援を行い、これら商品等の市場への浸透や海外展開を促進するとともに、東京都産品のイメージ向上やブランド力の強化を図ります。

補助率・補助限度額
１年目　限度額 1,000 万円（補助率 2/3）
２年目　限度額　600 万円（補助率 1/2）

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4726

国際規格や海外の製品規格に関する相談・情報提供

（地独）東京都立産業技術研究センター※ は広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）を運営し、海外市場参入を検討する企業に向けて、様々な技術支援を行っています。

CE マーキングや米国、中国などの海外規格に精通した専門相談員による技術相談、RoHS 指令や医療機器規制などのセミナーや海外規格解説テキストによる情報提供のほか、規格適合性試験等の支援を行っています。

また、タイ王国のバンコク支所では、ASEAN 地域に展開する日系中小企業を支援するため、現地で技術相談や技

術セミナー等を実施するほか、都産技研本部（江東区）とのテレビ会議システムを活用し、技術的な課題解決を支援しています。
　こうした取組により現地情報やニーズを把握し、MTEPの技術相談やセミナー等を通じて都内中小企業に還元していきます。

※（地独）東京都立産業技術研究センターの詳細は 52 ページをご覧ください。

問合せ先
（地独）東京都立産業技術研究センター　国際化推進室
輸出製品技術支援センター
☎ 03（5530）2126
https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/

⑸　経営革新計画（中小企業等経営強化法に基づく支援）

経営革新計画の相談・承認

経営革新計画とは：「中小企業等経営強化法」に基づくもので、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営計画書です。計画の承認を得た企業には、支援策が用意されています。
新事業活動とは：①新商品の開発又は生産、②新サービスの開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④サービスの新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動

支援対象　全業種の中小企業、組合等

経営革新計画が承認されると、下記の支援策が用意されています。
・低利融資制度　政府系金融機関からの低利融資
・東京都中小企業制度融資　経営革新計画の承認等、法に基づく認定・承認を受けた事業を行うための資金を融資
・信用保証　資金調達に必要な信用保証の限度額が拡大
・投資　ベンチャーファンドの投資対象となることによる資金調達
・中小企業投資育成株式会社法の特例　経営革新のために資金の調達を図る場合、中小企業投資育成株式会社の事業の対象
・産業財産　計画によって開発された技術について、特許の審査請求料及び特許料が減額
・市場開拓助成　新商品等の市場を開拓するため、国内外の展示会出展経費や広告費の一部を助成
・海外展開事業者への支援制度　現地子会社の資金調達を支援

※支援策を利用するには、各支援機関への申込み、審査が必要です。計画の承認が支援を保証するものではありません。

問合せ先
●申請書の提出について
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　☎ 03（3251）7881
東京商工会議所中小企業相談センター　☎ 03（3283）7700
東京都商工会連合会経営革新室　☎ 042（500）3886
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4784
●制度全般について
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4795

東京都経営革新優秀賞

経営革新計画に基づき、新事業に積極･果敢に取り組み、経営の顕著な向上を果たした企業を表彰する東京都独自の制度です。
　経営革新計画終了を控えた（終了までの期間が 1 年未満）企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標等を審査し、他の中小企業の模範となる企業を表彰します。
　なお、表彰式は、「産業交流展」（p26）の中で行います。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4795

⑹　福利厚生

JOYLAND

都内に事業所を持つ中小企業を加入単位とした「会員制」の福利厚生事業です。事業主及び従業員とその同居家族が、スポーツクラブ等さまざまな契約施設を割安料金でご利用になれます。（令和 2 年度をもって事業終了）

契約施設
関東近郊を中心に多くのメニューがご利用いただけます。

スポーツクラブ　アミューズメント施設　釣船・屋形船
ゴルフ場　旅行・宿泊　その他

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社企業　人材支援課
☎ 03（3251）7905

中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、区市町村を単位として設立され、中小企業の事業主と従業員を会員とした総合的な福祉事業を実施しています。東京都では現在区 12 市で設立されています。

会費　加入者 1 人当たり毎月 500 円程度
（各区市によって異なります。）

在職中の生活の安定事業（結婚祝い金の給付等）、健康の維持増進事業（健康診断･人間ドックの利用助成等）、財産形成事業、自己啓発事業、余暇活動事業等

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4795

⑺　共済制度

中小企業退職金共済制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、中退共本部から直接退職者へ退職金が支払われます。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。

問合せ先
独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部　☎03 (6907) 1234
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03 (5320) 4652

小規模企業共済（事業主退職金）制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）又は会社等の役員の方々が、月々の掛金を払い込むことによって、事業の廃止、死亡又は第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。掛金も共済金も税法上の優遇措置があります。

加入資格　常時使用する従業員が２０人以下（商業とサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は５人以下）の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、法人（会社など）の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

問合せ先
商工会・商工会議所　（☎→p72）
独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室
☎050（5541）7171

⑻　組合の設立

東京都は、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため、中小企業の組織化、組合設立等の支援をしています。
組合の設立には、都知事又は国等の認可が必要です。

法人種類	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合
目的	組合員の経営の近代化、合理化、経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の資格として定款で定める事業（資格事業）の改善発達	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	事業の健全な発展、公共の福祉の増進
事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業
設立要件	４人以上の事業者	４人以上の個人	地区内において資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	４人以上の事業者	組合員資格を有する者の 2/3 以上が加入
組合員資格	地区内の小規模事業者（おおむね中小企業者）	個人及び法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者（1/3未満）	中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者（1/4以内）	地区内で小売商業、サービス業、その他の事業を営む者及び定款で定められたときはこれ以外の者
発起人数	４人以上	４人以上	４人以上	４人以上	７人以上

問合せ先　産業労働局商工部調整課　☎03（5320）4759

東京都中小企業団体中央会　中小企業等協同組合法に基づき、東京都が認可した中小企業団体の専門支援機関です。中央会は、事業協同組合、企業組合、商工組合等の設立支援、運営支援、情報提供、講習会開催等のほか、エコアクション21の「地域事務局」として環境経営の支援も行っています。☎03（3542）0386

2　融資を利用したい

東京都中小企業制度融資

東京都中小企業制度融資とは、中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。また、新型コロナウィルス感染症に対応した緊急融資メニューを 5 月に改定し、3 年間無利子・信用保証料の全額補助により、資金繰りを支援しています。なお、ご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

ご利用いただける方
（①～⑤の条件を全て満たす方）

① 中小企業信用保険法第２条第１項に該当する中小企業者又は組合
② 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。（一定の業歴要件が必要となる場合があります。）
③ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
④ 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

申込手続について

取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申し込みください。
※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります。）。
※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

問合せ先
産業労働局金融部金融課（金融相談窓口） ☎ 03（5320）4877
東京信用保証協会 （☎→p71）

令和２年度　東京都中小企業制度融資　政策課題対応資金メニュー一覧

NEW：令和２年度の主な新設・拡充

＜特徴＞

○ 都が2030年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー

○ 融資期間はメニューの中で最長の15年以内、融資利率は最優遇の7年以内1.7％以内、7年超15年以内2.2％以内

こんな方におススメ	融資メニュー		融資
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方	NEW 稼ぐ力創出融資	イノベーション創出支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ➤ 都の「未来を拓くイノベーションＴＯＫＹＯプロジェクト」また ➤ （公財）東京都中小企業振興公社の「ものづくりイノベーション「イノベーション多摩支援事業のマッチング支援及びプロジェ ➤ 東京都知事がイノベーション創出に資する取組として、別に
成長産業分野（環境、防災、医療、健康等）に取り組む方		成長産業育成支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ➤ 都の「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を利用して ➤ （公財）東京都中小企業振興公社の「次世代イノベーション（事業区分Ⅱ　成長産業分野）」または「医療機器産業参入 ➤ 東京都知事が成長産業分野の育成に資する取組として、
働き方改革（テレワークや時差出勤等）や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方	NEW 社会課題解決融資	働き方改革支援（TOKYOウィメン・ビズ・サポート（女性活躍推進特例））	次のいずれかの都の事業に取り組んでいる中小企業者又は組合 ➤ 「ワークスタイル変革コンサルティングの支援」及び「テレワー ➤ 「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業の支援」及び ➤ 「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推道 ➤ 「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推道 ➤ 「TOKYO働き方改革宣言企業の承認」及び「働き方改革」 ➤ 「家庭と仕事の両立支援推進企業に登録」及び「家庭と仕事の ➤ 「時差Biz に参加」及び「時差出勤やテレワークなど働き方の
認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ➤ 認定NPO 法人、特例認定NPO 法人の認定を取得している。 ➤ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファーム取得している。
二酸化炭素排出の削減など環境負荷低減に取り組む方		ゼロエミッション支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ➤ 都の「地球温暖化対策報告書を提出し、東京都環境局のウェブ事業所省エネ支援事業で省エネコンサルティング」または ➤ ISO14001又はエコアクション21の認定を取得している。 ➤ 東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定
自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む方		BCP・サイバーセキュリティ対策支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ➤ （公財）東京都中小企業振興公社の「BCP実践促進助成事業の ➤ 商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による ➤ （公財）東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ ➤ 東京都中小企業団体中央会の「団体向けリスクマネジメント ➤ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のSECURITY
金融機関による独自の支援を受けたい方	金融機関提案融資	金融機関提案	中小企業が直面する課題や都の政策課題の解決に資するため、支援する中小企業者又は組合

このほか、金融機関提案融資（政策特別）を実施しています。

令和２年度　東京都中小企業制度融資　新型コロナウイルス感染症の主な対応メニュー一覧

○ 融資額1億円まで（下記4メニューの合計）の利子全額を補給（融資実行から３年間に支払う利子が対象）

こんな方におススメ	融資メニュー		融資
新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている方	NEW 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	感染症対応	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けてい ➤ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が
	NEW 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換	感染症借換	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けてい ➤ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が ➤ 保証協会の保証付融資を利用していること。 ➤ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む
	NEW 危機対応融資	危機対応	次のいずれにも該当し、国の「危機関連保証に係る区市町村長 ➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障をきた ➤ 最近1か月間の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その見込まれること。
	NEW 感染症対応融資（全国制度）	感染症全国	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に影響を ➤ セーフティネット保証（4号、5号*）又は危機関連保証に係る区 *5号は、売上が15%以上減少の場合。

対　象	融資限度額 （　）内は組合	融資期間※1 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間※1 （　）内は据置期間 設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
は「5G による工場のスマート化モデル事業」を利用している。 企業創出道場（売れる製品開発道場）」の修了、 クト支援」または「革新的サービスの事業化支援の事業化支援」を利用している。 指定するもの。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）		1.7%以内～2.２%以内	小規模企業者 1/2
いる。 創出プロジェクト2020助成事業」、「革新的事業展開設備投資支援事業 促進助成事業」を利用している。 別に指定するもの。					
ク」 「テレワーク」 コース）テレワーク機器導入事業の助成」及び「テレワーク」 コース）サテライトオフィス利用事業の助成」及び「テレワーク」 （平成29年度以降に承認を受けた企業に限る。） 両立支援」 転換」	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	15年以内 （2年以内）		1.7%以内～2.２%以内 〔特例　上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2 ただし、テレワークの取組又は特例は 2/3
の創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファームの認証を				1.7%以内～2.２%以内	全事業者 1/2
サイトに公表されている」、「地域の多様な主体と連携した中小規模 「LED照明等節電対策促進助成事業」を利用している。 するもの。					小規模企業者 1/2
利用」または「BCP策定講座（ステージ2）にてBCPを策定」している。 支援を受けBCPを策定している。 対策促進助成事業」を利用している。 普及啓発事業」の特別支援を利用している。 ACTIONの2段階目（★★二つ星）を取得している。					
金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	金融機関所定		金融機関所定	全事業者 0.2%相当分

対　象	融資限度額 （　）内は組合	融資期間※1 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間※1 （　）内は据置期間 設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
ること。 令和元年12月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	10年以内 （5年以内）	15年以内 （5年以内）	1.7%以内～2.4%以内	都が全額補助
ること。 令和元年12月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 こと。	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	10年以内 （5年以内）	－	1.7%以内～2.２%以内	都が全額補助
の認定」を受けた中小企業者又は組合 していること。 後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少することが	**2億8,000万円** （4億8,000万円）	10年以内 （2年以内）		1.5%以内～2.0%以内＊	都が全額補助
受けていること。 市町村の認定を受けていること。	**4,000万円**	10年以内 （5年以内）		1.6%以内～2.２%以内	国が全額補助

※１　据置期間を含みます。
※２　融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。

令和２年度　東京都中小企業制度融資 一般資金メニュー一覧

NEW：令和２年度の主な新設・拡充

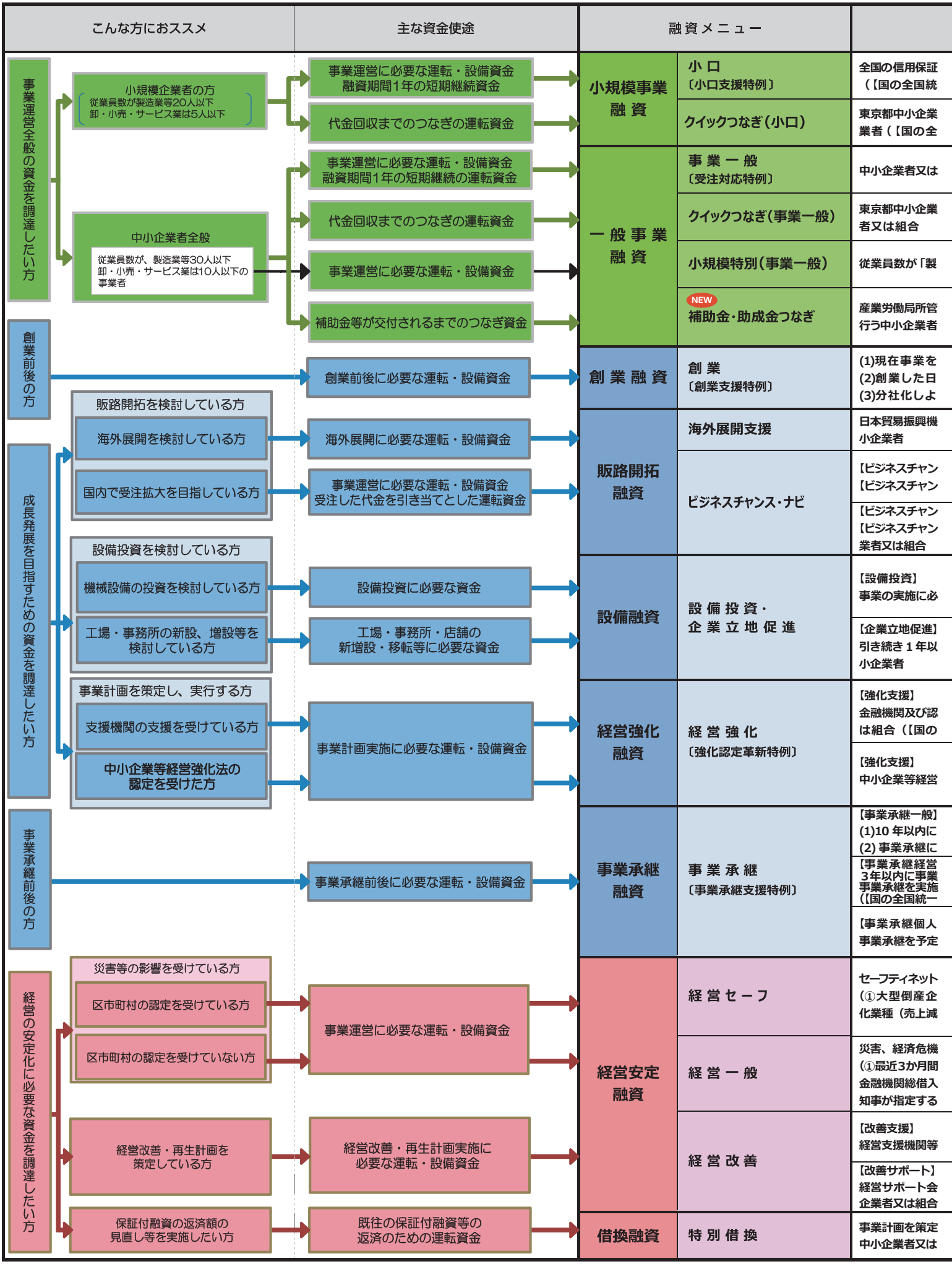

このほか、一般事業融資（極度枠設定、組合向け）、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

令和２年６月13日現在

融資対象	融資限度額（　）内は組合	融資期間※1（　）内は据置期間 運転資金	融資期間※1（　）内は据置期間 設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者 一保証制度】に対応）	2,000万円 （同）	7年以内 （１年以内）	10年以内 （1年以内）	1.9%以内～2.5%以内* 〔特例　上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2
制度融資等を利用していて、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している小規模企 国統一保証制度】に対応）	300万円 （同）	2年以内	—	1.9%以内*	
組合	2億8,000万円 （4億8,000万円）	7年以内 （6か月以内） 〔特例　2年以内〕	10年以内 （6か月以内）	金融機関所定	—
制度融資等を利用していて、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している中小企業	500万円 （同）	2年以内	—		
造業等30人以下（卸・小売・サービス業は10人以下）」の中小企業者	8,000万円	7年以内 （6か月以内）	10年以内 （6か月以内）	2.1%以内～2.7%以内	
（商工部、観光部又は雇用就業部）の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を 又は組合	1億円 （2億円）	10年以内		1.7%以内～2.2%以内	
営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの から5年未満である中小企業者又は組合 うとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円 （(1)は、自己資金に2,000万円を加えた額の範囲内）	7年以内 （１年以内）	10年以内 （１年以内）	1.9%以内～2.5%以内 1.5%以内～2.0%以内* 〔特例　上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2
構等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中	2億8,000万円	10年以内 （2年以内）		1.7%以内～2.２%以内	小規模企業者 1/2
ス・ナビ A 型】 ス・ナビ 2020」にユーザー登録している中小企業者又は組合	2,000万円 （同）	10年以内 （１年以内）			—
ス・ナビ B 型】 ス・ナビ 2020」にユーザー登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注した中小企	2億8,000万円 （4億8,000万円）	5年以内	—	1.7%以内 ～1.8%以内	
要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 （2年以内）		1.7%以内～2.4%以内	全事業者 2/3
上同一事業を営んでおり、東京都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中					全事業者 1/2
定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行を行う中小企業者又 全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円 （4億8,000万円）	5年以内	7年以内 [借換の場合10年以内]	1.7%以内～2.２%以内 〔特例　上記より0.2%優遇〕	小規模企業者 1/2
強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 （2億円）	10年以内 （2年以内）			
事業承継を予定している又は事業承継後５年未満の中小企業者又は組合 伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業	2億8,000万円 （4億8,000万円）	10年以内 （2年以内）		1.7%以内～2.2%以内 〔特例　上記より0.2%優遇〕	全事業者 1/2
者保証不要型】NEW 承継を予定する事業承継計画を有している又は令和2年1月から令和7年3月までに し、承継後3年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合 保証制度】に対応）		10年以内 （1年以内）			全事業者 1/2 又は 0.2%
融資型】 している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15年以内 （2年以内）		1.7%以内～2.４%以内 〔特例　上記より0.2%優遇〕	全事業者 1/2
保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪 少等）、⑥取引先金融機関の破綻　等）	2億8,000万円 （4億8,000万円）	10年以内 （２年以内）		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合 の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②仕入価格 20%以上上昇、③ 10%以上減少、④倒産等企業の債権保有、⑤災害の影響を受けている、⑥東京都 もの（2020 関連）等）	1億円 （2億円）				小規模企業者 1/2 ただし、融資対象⑥ は、全事業者1/2
による支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合	2億8,000万円 （4億8,000万円）				小規模企業者 1/2
議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画に従って事業再生を行う中小 （【国の全国統一保証制度】に対応）		15年以内 （1年以内）		1.7%以内～2.4%以内	
し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む 組合	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10年以内 （6か月以内）	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2

※１　据置期間を含みます。
※２　融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。

東京プラスサポート融資制度

高い技術力や優れたビジネスプラン等により、現下の厳しい局面を乗り切れれば将来の展望が開ける中小企業の資金繰りを支援するため、都と地域の金融機関（信用金庫・信用組合など）が連携して実施する融資制度です。

◇特徴
・民間の保証機関の持つ審査ノウハウと地域の金融機関の目利き力を活用
・融資制度だけでは十分な資金調達ができない中小企業の資金繰り等を支援

◇制度概要
⑴　オリックス株式会社保証付融資
⑵　全国しんくみ保証株式会社保証付融資

1	資金使途	事業性資金
2	融資限度額	2,500万円以内
3	融資期間	５年以内（据置期間なし） ※特に認められた場合は７年以内も可
4	融資利率	融資期間　３年以内　年2.4%以内 融資期間　3年超5年以内　年2.6%以内 融資期間　5年超7年以内　年2.8%以内

※ただし、申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資「経営支援融資（経営支援型）」に関する融資残高がある場合は、さらに 0.3%の優遇措置があります。

5	信用保証料	保証機関の定めるところによります。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

女性・若者・シニア創業サポート事業

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。

◇支援対象
・都内における女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）で、創業の計画がある方又は創業後５年未満の方（NPO等も含む）
・地域の需要や雇用を支える事業であること
※創業には、企業の合併や買収等を活用して新たに事業を開始することも含む

◇融資条件
・融資限度額1,500万円以内（運転資金のみは750万円以内）
・固定金利１％以内、無担保、返済期間10年以内、据置期間３年以内

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877
専用ホームページ　https://cb-s.net/tokyosupport/

ベンチャー企業成長支援ファンド

東京の産業活力を維持するため、産業の新たな担い手の育成に資するためのファンドです。将来性が期待されるものづくりベンチャー企業を資金面、経営面から支援します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4683

中小企業連携促進ファンド

優れた技術を持ちながら、経営資源の不足により単独での事業化が困難な中小企業と大学、大企業、日本各地の企業など様々な主体との連携を促進し、新たな分野に挑戦する中小企業の成長を後押しします。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4683

ベンチャーファンド

リスクが高く、民間からの資金調達が難しい起業初期段階のベンチャーを主な投資対象とするファンドです。IoT や AI などの先端技術を活用したイノベーションの創出を支援します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4683

事業承継支援ファンド

事業承継支援と成長支援とを合わせて提供できるファンドへの出資を通じて、成長可能性を有する中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、次なるステージへの成長を支援します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4683

事業承継M&Aファンド市場の創成

後継者の不在等による事業承継の課題や新型コロナウイルス感染症の影響による事業継続の課題を抱えている中小企業への多様な M&A 支援の一環として、ファンドが積極的に活用されるよう支援します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4683

東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度

不動産に頼らず、中小企業が保有する機械･設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫等様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する制度です。

◇融資条件

1	資金使途	運転資金・設備資金
2	融資限度額	２億 5,000 万円以内
3	融資期間	担保が機械・設備：７年以内 担保が売掛債権・在庫：１年以内
4	融資利率	取扱金融機関ごとに定める。
5	保証人	原則不要
6	都補助額	
	補助率	・保証料等の経費の 1/2（小規模企業者の場合は全額）
	補助上限	・機械・設備を担保とする場合は融資額の 4.0% ・売掛債権・在庫を担保とする場合は融資額の 3.5%（ただし、小規模企業者が売掛債権を担保とした 2,000 万円未満の融資を利用する場合、70 万円）

※補助額の上限は、年換算したものを記載しています。

※融資条件は金融機関毎に異なります。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

地域金融機関による事業承継促進事業

経営者に寄り添う地域の金融機関と連携し、事業承継に係る課題の洗い出しから、解決策の立案、事業承継の実現に必要な資金調達までの取組を一貫して支援します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4604

金融機関と連携した海外展開支援

（独法）日本貿易振興機構、（独法）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関が連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

中小企業経営承継円滑化法による金融支援

経営承継円滑化法による金融支援を利用する際に、前提として必要になる都知事の認定に係る申請書類の提出や手続の相談を受け付けています。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

外国人起業家の資金調達支援

外国人起業家が東京で起業しやすい環境の整備を図るため、外国人起業家に対して、金融機関や専門家と連携し、融資や様々な手続きのサポートを行うなど、金融と経営の両面から一貫して支援します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4796

クラウドファンディングを活用した資金調達支援

主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、利用手数料の助成等によりクラウドファンディングの活用を支援します。

・助成率　取扱事業者に支払う手数料の1/2（上限30万円）

問合せ先
クラウドファンディング資金調達支援事務局
☎ 03（6403）9225
専用ホームページ
https://entre-salon.com/crowdfunding/

債権譲渡による資金調達支援

小規模企業や創業期の企業などが小口資金を円滑に調達できるよう、融資に代わる手法として企業が保有する売掛債権の譲渡による資金調達を支援します。

あわせて、債権譲渡による資金調達手法の普及を図ります。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

環境保全資金融資あっせん制度

この制度は、都内の中小企業の方が低公害車・低燃費車への買換えをする際、東京都が融資あっせんするものです。

制　度　名	対　　象	限度額	利　　率	期　間（据置期間）	補助割合	申込受付場所	申込受付期間
環境保全資金融資あっせん制度	中小企業者（個人事業主を含む。）又は組合	1億円/1企業	長期プライムレート（参考：令和2年8月12日現在1.0%）以内	7年以内（6か月）	利子の1/2、信用保証料の2/3	きらぼし、三菱UFJ、東日本、みずほ、三井住友、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、群馬、東和の各銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、東京都信用農業協同組合連合会	令和2年4月1日～令和3年3月31日

問合せ先　環境局環境改善部自動車環境課　☎ 03 (5388) 3535

中小企業者向け省エネ促進税制

問合せ先　対象機器について　（公財）東京都環境公社　☎ 03（5990）5091
減免について　東京都主税局①☎ 03（5388）2969（個人事業税班）
②☎ 03（5388）2963（法人事業税班）

名　称	対　象　者	事　業　内　容	対　象　機　器	減　免　額
中小企業者向け省エネ促進税制	中小企業者（資本金1億円以下の法人等、個人事業者）	「地球温暖化対策報告書」等を提出した都内の中小規模事業所等において、東京都環境局が指定する導入推奨機器を取得した場合に、事業税（法人事業税・個人事業税）を減免します。	・空調設備 ・照明設備 ・小型ボイラー設備 ・再生可能エネルギー設備	設備の取得価額（上限2,000万円）の1/2を事業税額から減免（ただし、事業税額の1/2を限度とする）

省エネルギー診断

都内の中小規模事業所を対象に、省エネルギー診断と運用改善技術支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいＣＯ２削減」の両立を支援します。診断は全て無料です。

問合せ先
（公財）東京都環境公社　　☎03（5990）5087

地域金融機関等と省エネ対策サポート事業者が連携した省エネ支援

地域の金融機関等（※）によるマッチングが成立した中小企業者等は、省エネ対策サポート事業者から無料で省エネコンサルティングを受けられます。また、コンサルティングに基づく取組を行う場合には、（公財）東京都環境公社から一部費用助成も受けることができます。

※地域金融機関、その他中小企業の経営支援に関する団体

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先
（公財）東京都環境公社　　☎03（5990）5089

3　助成金を利用したい

助成制度の概要

〔助成制度の概要その１〕

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎03（3251）7894～5

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
① 製品開発着手 支援助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	製品・技術開発を実施するにあたり事前に行う社外資源（他企業・大学・公的試験研究機関等）を活用した技術的課題の検討に要する経費の一部を助成（①原材料・副資材費、②委託・外注費）	1/2 以内 100 万円 （下限 10 万円）
② 新製品・新技術開発助成事業	次の１から４のいずれかに該当する方 １　中小企業者（会社及び個人事業者） ２　中小企業団体等 ３　複数の企業等で構成される中小企業グループ ４　東京都内での創業を具体的に計画している方 ※１から３の場合、都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等	実用化の見込みのある新製品や新技術の自社開発に要する開発経費の一部を助成 （複数の中小企業者等による共同開発も含みます。）	1/2 以内 1,500 万円
③ 製品改良／規格適合　認証取得支援助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等	自社で開発した試作品や市場投入済みの製品の改良・規格適合・認証取得に要する経費の一部を助成	1/2 以内 500 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎03（3251）7894～5

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
④ 先進的防災技術 実用化支援事業	次のいずれかに該当する方 １　中小企業者（会社及び個人事業者） ２　中小企業団体等 ３　複数の企業等で構成される中小企業グループ（共同申請） ※都内で引き続き１年以上事業を営んでいることが条件となります。	自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた技術、製品、試作品の改良・実用化及び販路開拓に係る経費の一部を助成（①原材料・副資材費、②機械装置・工具器具費、③委託費、④産業財産権出願・導入費、⑤直接人件費　等）	2/3 以内等 1,350 万円

〔助成制度の概要その２〕

問合せ先　(公財)東京都中小企業振興公社　創業支援課　☎ 03（5220）1142

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑤ インキュベーション施設整備・運営費補助事業	都が実施する「インキュベーション施設運営計画認定事業」に認定された事業のうち、優れた取組を行う事業者	施設運営のレベルアップに必要な整備・改修工事及び運営に係る経費の一部を補助する。	2／３以内　（区市町村の場合：1/2 以内） （多摩産材を使用した部分については 3/4 以内） 【整備・改修費】 5,000 万円（区市町村の場合：4,000 万円） 【運営費】 年毎 2,000 万円（区市町村の場合：年毎 1,500 万円） ※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間は通算して最長３年
⑥ 創業助成事業	都内の創業予定者又は創業して5年未満の中小企業者等のうち一定の要件(※)を満たす者 ※「TOKYO創業ステーションの事業計画書策定支援終了者」「東京都制度融資（創業）利用者」「都内の公的創業支援施設入居企業」等	創業期に必要な従業員人件費、賃借料、産業財産権出願・導入費、広告費等の経費の一部を助成する。	2/3以内 300万円

問合せ先　(公財)東京都中小企業振興公社　助成課　☎ 03（3251）7894～5
　　産業労働局商工部創業支援課　☎ 03（5320）4745

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑦ 次世代イノベーション創出プロジェクト2020	他企業・大学・公設試験研究機関等の１者以上と連携して技術・製品開発を行い、都内の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業者等	都が策定・公表する「イノベーションマップ」に基づいて取り組む技術・製品の開発に要する経費の一部を助成	2/3以内 8,000万円

問合せ先　東京都中小企業団体中央会　支援事務局　☎ 03（6278）7936

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑧ 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業	都内に本店又は主たる事務所を有し令和２年４月１日現在で引き続き２年以上事業を営んでいる中小企業者等	受注型中小企業が行う技術・経営基盤強化に向けた技術開発等の取組に係る経費の一部を助成	2/3以内 [小規模企業区分] 1,000万円 [一般区分] 2,000万円

問合せ先　(公財)東京都中小企業振興公社　設備支援課　☎ 03（3251）7889

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑨ 中小企業における危機管理対策促進事業	1　中小企業者、中小企業組合及びグループ 2　東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する者 3　BCP を策定し危機管理対策を行う者又はサイバーセキュリティ対策を行う者若しくは節電対策を行う製造業者	中小企業における様々なリスクに対応するための設備・機器等の設置に要する経費を支援する。 1　BCP実践促進助成事業 2　サイバーセキュリティ対策促進助成事業 3　LED照明等節電促進助成事業	1/2以内 1,500万円 （BCP実践促進助成 小規模事業者は2/3以内 感染症対策を含む BCPを実践する 場合は4/5以内）

〔助成制度の概要その３〕

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　設備支援課　☎ 03（3251）7884

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑩ 革新的事業展開設備投資支援事業	東京都内に登記簿上の本店又は支店があり（個人にあっては都内で開業届出をして事業を営んでいる者）、２年以上事業を継続している中小企業者等	更なる発展に向けた競争力の強化、成長産業分野への参入、IoT・ロボット活用又は後継者によるイノベーションを目指す際に必要となる最新機械設備の購入経費の一部を助成	①【競争力強化】 ・中小企業者の場合：助成対象経費の 1/2 以内、1 億円（下限額 100 万円） ・小規模企業者の場合：助成対象経費の 2/3 以内、3,000 万円（下限額 100 万円） ②【成長産業分野】 助成対象経費の 2/3 以内、1 億円（下限額 100 万円） ③【IoT・ロボット活用】 助成対象経費の 2/3 以内、1 億円（下限額 100 万円） ④【後継者イノベーション】 助成対象経費の 2/3 以内、1 億円（下限額 100 万円）

問合せ先　東京都知的財産総合センター　☎ 03（3832）3656

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑪ 外国特許出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、海外において広く活用しようとする際の外国特許出願から中間手続までに要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 最大400万円
⑫ 外国実用新案出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、早期に権利化できる実用新案を海外において広く活用しようとする際の外国実用新案出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 60万円
⑬ 外国意匠・商標出願費用助成	都内中小企業者等	意匠性のある優れた商品又は識別力のある商標を有し、海外において広く活用しようとする際の外国意匠・商標出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 60万円
⑭ 外国侵害調査費用助成	都内中小企業者等	外国における自社製品・技術の模倣又は権利侵害等について対策を行う場合に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 200万円
⑮ 特許調査費用助成	都内中小企業者等	優れた技術・製品を保有し、明確な事業戦略を持つ場合に、民間調査会社へ依頼する他社特許調査等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 100万円
⑯ 外国著作権登録費用助成	都内中小企業者等	商品やサービスにおける著作物を有し、海外において広く活用しようとする際の外国著作権登録に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 10万円
⑰ 海外商標対策支援助成	都内中小企業者等	海外販路拡大に当たり、進出予定国における自社ブランドの類似商標等が障害になっている場合に、その商標の係争に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 500万円
⑱ グローバルニッチトップ助成	都内中小企業者等	世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有し、戦略的な知的財産権の取得等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 ３か年で1,000万円
⑲ 知的財産活用製品化支援助成	知的財産活用製品化支援事業の支援企業	知的財産活用製品化支援事業で支援を受け、その開発段階に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 500万円

〔助成制度の概要その４〕

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　☎ 03（3251）7894～5

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑳ ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業（販路拡大助成事業）	都内商工会議所等で「中小企業活力向上プロジェクトネクスト事業」の支援を受け、販路開拓が必要な都内中小企業者のうち下記のいずれかに該当 ①　売上減少企業（直近決算期の売上高が前期の決算期と比較して減少） ②　赤字企業（直近決算期において損失を計上している） ③　アシストコース利用企業（中小企業活力向上プロジェクトネクスト「アシストコース」の支援を受け、事業計画書を策定し修了の証明を受けている）	展示会等参加費用等の一部を助成 ①出展小間料、②資材費、③輸送費、④印刷物制作費、⑤ＰＲ映像制作費、⑥サイト制作費、⑦広告費	1/2以内 （小規模事業者は、2/3以内） 150万円
㉑ 市場開拓助成事業	次の１から３に掲げる条件を全て満たす方 １　東京都及び公社の事業において一定の評価又は支援を受けた製品・サービス等、又は成長産業分野における優れた技術・製品等を販路開拓しようとする方 ２　中小企業者、中小企業団体、特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人 ３　東京都内で実質的に事業を行っていること	国内及び海外の展示会等への出展費用等の一部を助成【出展小間料、資材費、輸送費、印刷物制作費、PR 映像制作費、通訳費、広告費】	1/2以内 300万円
㉒ 地域の魅力を活かした新ビジネス創出事業	東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、そこで実質的に 1 年以上事業を継続している中小企業者（含む個人事業者）・組合等、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人	地域資源を活用した新製品・新サービスの開発・改良に要する経費の一部を助成	1/2以内 1,500万円 （最長2年）

問合せ先　産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㉓ 商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント・活性化事業）	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、ポイントカード導入等の活性化事業及びイベント事業を支援	●イベント事業 1/3 以内・限度額 300 万円（補助対象経費 100 万円以内の場合は 1/2 以内）※１ ●活性化事業 1/3 以内・限度額 5,000 万円（当該年度法人化した商店街は 1/2 以内･限度額 7,500 万円。）（多言語対応の場合は 1/2 以内・限度額 500 万円。）※２（商店街の組織力強化の場合は 7/12 以内・限度額 2,000 万円。） ※１・※２：100 万円以内でテーマを掲げて事業をする場合 5/9 以内。
㉔ 地域力向上事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります	商店街等自らが実施する、住民生活を支えるための活動を支援	1/3 以内・限度額 20 万円
㉕ 地域連携型商店街事業	１　商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会・NPO 等）で作る実行委員会 ２　実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 ３　実行委員会に加入する地域団体（商店街との連名による申請に限る） ※区市町村を通しての間接補助となります。	１が行うイベント事業及び活性化事業、２ 及び ３ が行う活性化事業を支援	●イベント事業 2/5 以内・限度額 400 万円 ●活性化事業 2/5 以内・限度額 1 億円

〔助成制度の概要その５〕

問合せ先　産業労働局商工部地域産業振興課　　☎ 03（5320）4787
㉗については東京都商店街振興組合連合会　　☎ 03（3542）0231
㉚、㉛については（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎ 03（3251）7894
㉜については（公財）東京都中小企業振興公社　経営戦略課　　☎ 03（5822）7232

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㉖ 政策課題対応型 商店街事業	1　商店街及び商店街の連合会 2　商工会、商工会連合会及び商工会議所 3　民間事業者、ＮＰＯ 法人等（1 及び 2 との連名による申請を行う場合に限る） ※2，3は買物弱者支援事業のみ補助対象	都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組を支援 ［補助対象事業］ （環境） ●ＬＥＤ街路灯の設置 ●ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置 ●街路灯ランプ、アーケード照明のＬＥＤへの交換 ●微細ミストの導入 （防災・防犯） ●老朽化した街路灯、アーケード、アーチの撤去 ●アーケード、アーチの耐震調査、耐震補強 ●民間交番の設置 （福祉） ●だれでもトイレの設置 ●障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 ●授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置 （物流） ●共同荷捌きスペース・付帯施設の設置 （国際化対応） ●外国人観光客受入のための施設・設備の設置 （買物弱者支援事業） ●宅配サービス、送迎サービス、移動販売等	（買物弱者支援事業以外） 4／5以内・限度額1億2,000万円 ※街路灯のＬＥＤ ランプ交換については 1 基当たり補助限度額 24 万円 ※ＬＥＤ街路灯設置については 1 基当たり補助限度額 48 万円（添架式の場合は 24 万円） （買物弱者支援事業） 9／10以内・限度額1億2,000万円
㉗ 広域支援型商店街事業	商店街及び商店街の連合会 ※東京都商店街振興組合連合会に補助して実施します。	2以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組（複数の商店街等が連携して実施するイベント事業）を支援	2／3以内・限度額2,000万円
㉘ 商店街ステップアップ応援事業 （市場調査・計画策定支援）	商店街ステップアップ応援事業の専門家派遣（東京都商店街振興組合連合会及び区市町村の実施）又は巡回相談（区市町村の実施）を利用した商店街及び商店街の連合会 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う市場調査や活性化計画策定を支援	2／5以内・限度額200万円
㉙ 商店街空き店舗活用事業 （空き店舗活用モデル事業）	1　商店街及び商店街の連合会 2　商工会、商工会連合会及び商工会議所 3　中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人、社会福祉法人及び NPO 法人（商店街との連名による申請を行う場合に限る）	空き店舗を活用し、地域課題の解決や商店街の賑わい創出につながる先進的な取組を支援	3／4以内・限度額3,000万円
㉚ 商店街起業・承継支援事業	商店街での事業承継者、新規開業者 ※（公財）東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業等を行う者を対象に、技能等の習得及び後継時や開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等：2／3以内・限度額250万円 店舗賃借料：2／3以内・限度額1年目月額15万円、2年目月額12万円 研修受講費：2／3以内・限度額6万円
㉛ 若手・女性リーダー応援プログラム （助成事業）	商店街での開業を希望する若手及び女性 ※（公財）東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業を希望する若手・女性を対象に、技能等の習得及び開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等：3／4以内・限度額400万円 店舗賃借料：3／4以内・限度額1年目月額15万円、2年目月額12万円 研修受講費：2／3以内・限度額6万円
㉜ ５Ｇによる工場のスマート化モデル事業	主たる業種が製造業の都内中小企業	自社工場内にローカル５Ｇを導入し、生産方式の改善やビジネスモデルの革新等に取り組む事業者の、通信環境の整備や設備導入等のための費用の一部を助成 ☆この事業は、稼ぐ力創出融資（p32）の対象です。	助成対象経費の 4/5 以内 1.2 億円

（助成制度の概要その6）

問合せ先　（公財）東京都環境公社　☎ 03（5990）5159

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉝ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車等の普及促進事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の新車及び外部給電器の新品を購入する事業者（個人事業主を含む）・個人及びビークル・トゥ・ホームシステム（Ｖ２Ｈ）の新品を購入し、戸建住宅に設置する個人に対し、費用の一部を助成します。	事業者：電気自動車25万円、プラグインハイブリッド自動車20万円 個人：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車　30万円 ※外部給電器は事業者・個人ともに限度額40万円　本体価格の1/2 ※Ｖ２Ｈは限度額30万円　本体価格の1/2 ※国、区市町村からの補助金と併用可能
㉞ 電動バイクの普及促進事業	電動バイクの新車を購入する事業者（個人事業主を含む）・個人に対し、かかる費用の一部を助成します。	車両本体価格と同種同格のガソリン車との差額の 3/4 (限度額 :18 万円又は 36 万円) ※国、区市町村からの補助金と併用可能
㉟ 次世代タクシーの普及促進事業	一般乗用旅客自動車運送事業者が次のタクシーを新車で購入する場合に、その費用の一部を助成します。 ※②はユニバーサルドライバー研修の義務付け等の補助要件あり。 ①電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 ②電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを装備している車両	①車両本体価格の 1/6､②と併用の場合は、車両本体価格から 60 万円を差し引いた額の 1/6（助成限度額 100 万円） ②都補助金単独の場合 60 万円、国補助金併用の場合 40 万円
㊱ 充電設備導入促進事業	集合住宅や事務所・工場等、商業施設・宿泊施設等に、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に充電する充電設備を導入する者に対し、費用の全部又は一部を助成します。	①充電設備購入費：購入価格と国補助額の差額 （機種に応じた上限あり） ②設置工事費：工事費と国補助額の差額 （限度額：81 万円又は 309 万円)※商業施設・宿泊施設等は対象外 ③維持管理費　※公共用に設置する急速充電設備が対象 補助対象経費の 10/10 （限度額：40 万円 / 年、設置から 3 年間）

問合せ先　環境局環境改善部自動車環境課　☎ 03（5388）3535

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊲ 低公害・低燃費車導入補助（ハイブリッドトラック）	優良ハイブリッドトラックの新車を購入する運送事業を営む中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	通常車両のトラックとの価格差から国の補助額を除いた額の 1/2 (補助限度額： 最大積載量 4t 未満　164 千円 最大積載量 4t 以上　571 千円)
㊳ ハイブリッド塵芥車導入補助	ハイブリッド塵芥車（回生エネルギーをバッテリーに蓄え、そのエネルギーをパッカー部分の動力として使用できるもの）の新車を購入する産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を受けている中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	国の補助額の 1 / 2 (補助限度額：最大積載量４ｔ未満　195 千円)
㊴ 圧縮天然ガス自動車導入補助	圧縮天然ガス（CNG）自動車（車両総重量 3.5ｔ以下の車両を除く）の新車を購入する中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	車両総重量８ｔ超　20 万円 車両総重量８ｔ以下 3.5ｔ超　10 万円

問合せ先　環境局環境改善部環境保安課　☎ 03（5388）3471

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊵ 東京都省エネ型ノンフロン機器等普及促進事業	中小企業者及び個人の事業者が次の機器を導入する場合（リースする場合も含む。）に、機器購入費と工事費の一部を補助します。 ①冷媒にフロン類を使用しない「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース」（冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。） ②地球温暖化係数（GWP）の低い冷媒を使用する「省エネ型ビル用マルチエアコン」（GWP 値 750 未満対象）	設置に係る経費の１／３（①冷凍冷蔵ショーケース）、１／４（②ビル用マルチエアコン）。 ・国等の補助がある場合は、その額を除いた額 ・１台あたり 500 万円、１事業者あたり 1,500 万円まで

問合せ先　産業労働局観光部受入環境課（環境整備推進担当）　☎ 03（5320）4627

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㊶ 東京2020大会に向けた宿泊施設・飲食店の受動喫煙防止対策支援補助金	・都内の宿泊施設 ・都内の中小飲食店	健康増進法等で定める技術的基準を満たす喫煙専用室等を設置する際に、経費の一部を補助します。	・客席面積 100 ㎡以下の中小飲食店：補助対象経費の９／10 ・上記以外：補助対象経費の４／５ ・限度額：１施設当たり４００万円

問合せ先　産業労働局観光部受入環境課（事業調整担当）　☎ 03（5320）4674

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㊷ 観光経営力強化事業	都内で観光関連事業を営む（予定を含む）者	観光関連事業者の経営力の強化等を目的とした取組を支援します。 ・「新しい日常」に向けた先進的な取組	・補助対象経費の２／３以内 １事業者あたり2,000万円を限度

〔助成制度の概要その７〕

問合せ先　（公財）東京観光財団　☎ 03（5579）8463

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㊸ 宿泊施設バリアフリー化支援補助金	都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設	宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援するため、①客室整備②共有部整備③備品購入④実施設計⑤コンサルティングに要する経費の一部を補助します。	①補助率最大　10 分の 10 （限度額最大 9,600 万円） ②共用部整備　補助率　5 分の 4 （限度額最大 6,000 万円） ③備品購入　補助率　5 分の 4（限度額 320 万円） ④実施設計　補助率　5 分の 4（限度額 100 万円） ⑤コンサルティング　補助率　3 分の 2 （限度額 100 万円）
㊹ 宿泊施設における安全・安心向上支援補助金	旅館業法の許可を受けて旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を都内で行っている施設	ホテル・旅館等における防犯カメラの導入に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の最大1/2以内 1 施設あたり 90 万円(2 台まで)
㊺ インバウンド対応力強化支援補助金	○都内の宿泊施設（※） ○都内の飲食店・免税店（中小企業者のみ） ○都内の体験型コンテンツ提供施設等 ○外国人旅行者の受入対応に取り組む中小企業団体・グループ （※旅館業法の許可を受けて、都内で旅館・ホテル営業、簡易宿泊所を営業している施設）	インバウンド対応力強化のために新たに実施する事業に要する経費の一部を補助します。 ・多言語対応（施設・店舗の案内表示・設備の利用案内・ホームページ等） ・無線ＬＡＮ環境の整備 ・トイレの洋式化 ・クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入 ・客室の和洋室化、テレビの国際放送設備の整備（宿泊施設のみ） ・免税手続に係るシステム機器の導入（免税店のみ） ・外国人旅行者の受入対応等に係る人材育成 ・災害時における外国人旅行者の受入対応	補助対象経費の２分の１以内 ○宿泊施設・飲食店・免税店・体験型コンテンツ提供施設等向け １施設／店舗等あたり 300 万円を限度 （※無線 LAN 環境の整備は、１か所あたり 15,000 円以内、宿泊施設は１施設あたり最大 50 か所、飲食店・免税店・体験型コンテンツ提供施設等は１店舗あたり最大 10 か所とします。） ○団体・グループ向け 共同で実施する多言語化・人材育成について、１団体／グループあたり 1,000 万円を限度
㊻ 観光施設の国際化支援補助金	民間事業者等が管理運営する都内の美術館・博物館等（博物館法に定めのある登録博物館及び博物館相当施設、並びにその他の施設）	美術館・博物館等における外国人旅行者の受入環境整備を推進するための事業に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の 1/2 以内 1,000万円 （令和２年～6 年度合計）

問合せ先　産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4718

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊼ 事業内職業訓練事業補助金 （雇用保険法・職業能力開発促進法）	知事の認定を受けた職業訓練を実施している中小企業事業主又は中小企業事業主の団体に対し、訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の 2/3 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
㊽ 広域団体認定訓練助成金 （雇用保険法・職業能力開発促進法）	３都道府県以上にわたって認定訓練を実施する団体に対し、訓練の運営に要する経費の一部を助成します。	補助対象経費の 1/2 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
㊾ 中小企業職業訓練助成金	中小企業が従業員に対して及び中小企業の団体が構成員の従業員に対して行う、短時間の職業訓練の経費の一部を助成します。	自ら企画し実施する訓練：訓練生 1 人時間あたり 430 円 教育機関で実施する訓練：受講料等の 1/2（15,000 円上限）

問合せ先　助成金の支給について　東京労働局ハローワーク助成金事務センター　☎ 03（5332）6924
　　改善計画の認定（※）支給について　産業労働局雇用就業部労働環境課　☎ 03（5320）4645

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊿ 人材確保等支援助成金 （中小企業団体助成コース） （中小企業労働力確保法）	改善計画の認定を受けた中小企業を構成員とする事業協同組合等が、参加の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の３分の２の額を助成します。	構成中小企業に対する労働環境向上事業に要した費用の 2/3

※改善計画は助成金活用の前提となるものです。助成金支給については、東京労働局ハローワーク助成金事務センターにお問合せください。

問合せ先　産業労働局雇用就業部就業推進課　☎03（5320）4663

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
(51) 中小企業障害者雇用支援助成金	障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の受給が平成 34 年（2022 年）３月 30 日までに満了となった後も引き続き雇用を継続する中小企業に対して最長 3 年間賃金助成をします。 また、あわせて障害者雇用に関する訪問相談を実施します。 ・中小企業であること（特例子会社を除く。） ・障害者が東京都内の事業所に勤務していること等。	・重度障害者等　一人当たり　月額５万円 ・上記以外　一人当たり　月額３万円 最長3年間支給

（助成制度の概要その８）

問合せ先　産業労働局雇用就業部就業推進課　☎03（5320）4663

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊷ 障害者安定雇用 奨励金	事業主が障害者等を正規雇用や無期雇用で雇入れした場合又は有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合に奨励金を支給します。 ・個人又は法人 ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定通知を受けていること。 ・対象労働者が東京都内の事務所に勤務していること等。	１　雇入れの場合 障害者等一人当たり　中小企業150万円、大企業100万円 ２　転換の場合 障害者等一人当たり　中小企業120万円、大企業100万円 さらに、対象となる労働者が精神障害者の場合には、上記１又は２の支給金額に30万円加算

問合せ先　産業労働局雇用就業部就業推進課　☎03（5320）4663

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊸ 難病・がん患者 就業支援奨励金	難病やがん患者を、以下の要件で新たに雇入れ、又は難病やがんの発症等により休職した労働者を復職させた都内の事業主に奨励金を支給します。 また、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に併せて、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合、助成金を加算します。 ・治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定し、週所定労働時間 10 時間以上で雇入れた場合等。 ・発症等により連続して２週間以上休職した労働者の復職時に支援計画を策定し、その計画に基づき就業させた場合等。	１　採用奨励金 ①雇入れ時の週所定労働時間20時間以上：60万円／人 ②雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満：40万円／人 ２　雇用継続助成金 ①復職時の週所定労働時間20時間以上：60万円／人 ②復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満：40万円／人 ３　制度導入加算 上記１又は２に加算して、１制度導入につき10万円、最大30万円まで

問合せ先　労働相談情報センター及び各事務所　（☎→p73）

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊹ 働き方改革宣言 奨励金	・都内中小企業等で、都が奨励する働き方・休み方の改善の取組を実施した場合に奨励金を支給します。	奨励金 上限70万円
㊺ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金	・都内中小企業等で、育児・介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境の改善等、働きやすい職場環境づくりのための取組を行った企業に奨励金を支給します。	奨励金 一企業あたり上限100万円 各コースから選択して申請 ①育児と仕事の両立推進コース ②介護と仕事の両立推進コース ③病気治療と仕事の両立推進コース ④非正規労働者の処遇改善コース

問合せ先　（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課　☎ 03（5211）2396

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊻ 働き方改革助成金	TOKYO働き方改革宣言企業に承認された中小企業等であり、次のいずれかに該当すること。 ・働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。 ・TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後３ヶ月以内に、新たに「奨励金の制度整備事業の要件を満たす制度整備」を実施していること。	助成金 上限40万円

問合せ先　（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課　☎ 03（5211）2397

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊼ テレワーク活用・ 働く女性応援助成金	テレワーク環境の整備や女性の採用・職域拡大に向けた職場環境整備に係る経費の一部を助成します。 ①テレワーク定着促進助成金 都内に本社又は事業所を置く中堅・中小企業等 ②女性の活躍推進助成金 都内に本社又は事業所を置く中小企業等 ※①②とも他要件あり	助成金 ①テレワーク定着促進助成金 ・テレワーク機器導入事業（助成率：2/3　助成上限：250万円） ②女性の活躍推進助成金（助成率：2/3　助成上限：500万円）

問合せ先　（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課　☎ 03（5211）1756

名　称	対　象　者　等	補助対象経費	補助率・補助限度額
㊽ テレワーク導入促進 整備補助金	東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた中堅・中小企業等で、以下の項目等に該当する事業者が対象です。 ・都内に勤務している常時雇用する労働者を ２ 人以上 999 人以下、かつ 6 か月以上継続して雇用していること ・就業規則にテレワークに関する規定がないこと ・都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」に参加していること ※その他要件あり	・テレワーク環境構築経費 ・就業規則へのテレワーク制度整備費	【補助率】　10/10 【補助限度額】 ・常時雇用労働者数300～999人の企業　上限110万円 ・常時雇用労働者数100～299人の企業　上限70万円 ・常時雇用労働者数100人未満の企業　上限40万円 ※各補助上限金額は制度整備費10万円を含む

〔助成制度の概要その９〕

問合せ先　産業労働局雇用就業部労働環境課　　☎ 03（5320）4657

名　　称	対　象　者　等	補助率・補助限度額
⑲ サテライトオフィス 設置等補助事業	企業・団体等が市町村部に新たに設置するサテライトオフィスの整備・運営費を補助します。 【補助対象者】 企業等（団体、ＮＰＯを含む）及び市町村	【補助率】１/2（※2/3） 【補助限度額】 整備・改修費　1500 万円（※2000 万円） 運営費　　600 万円（※800 万円） ※補助事業者が保育所を併設、または年間を通じた計画的なサテライトオフィス利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合に補助率・補助限度アップ

問合せ先　産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当　　☎ 03（6205）6730

名　　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑳ 東京都正規雇用等 転換安定化支援 助成金	東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く、東京労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた中小企業に対し、助成金を支給します。 ●助成要件 ①対象の労働者（※）に対して支援期間（３か月）のうちに以下の支援を行うこと。（支援期間終了時に在籍していることが条件） ア　対象労働者に対する育成計画（３年間）を策定すること イ　対象労働者の指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導を行うこと ウ　対象労働者に対して研修を実施すること ※キャリアアップ助成金の支給対象労働者であり、2017 年 4 月 1 日以降に都内事業所において転換した者 ②上記①に加え、現在退職金制度がなく、新たに退職金制度を整備（導入）した場合、加算。	支援した対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に支給します。 対象労働者数　助成額 １人 20 万円 ２人 40 万円 ３人以上 60 万円 ※退職金制度を新たに整備（導入）した場合、助成額に１事業主当たり 10 万円（1 年度 1 回）が加算されます。

問合せ先　産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当　　☎ 03（6205）6730

名　　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉑ 就職氷河期世代 雇用安定化支援助成金	東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く事業主（中小企業）であり、①国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定を受けた事業主、②都が実施する就職氷河期世代を対象とした就職支援事業（就活エクスプレス事業、ミドル世代正規雇用支援事業等）の利用者を正社員として採用した事業主に対し、助成金を支給します。 ●助成要件　６か月以上正社員として在籍する対象労働者に対して支援期間（３か月）のうちに以下の支援を行うこと。 ①当該労働者に対する指導育成計画（３年間）を策定すること。 ②指導育成者（メンター）を選任すること。指導育成者は当該労働者に対し指導を行うこと。 ③当該労働者に対して指導育成計画に基づく研修を実施すること。 ※支援期間終了時に在籍していることが必要	●助成金額 90 万円（最大） ※１年度１事業所最大３人まで 対象労働者数　助成額 １人：３０万円 ２人：６０万円 ３人：９０万円

問合せ先　（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課　　☎ 03（5211）2171

名　　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉒ 企業主導型保育施設 設置促進助成金	国の企業指導型保育事業（整備費）の助成決定又は企業主導型保育事業（運営費※改修支援加算を含むものに限る）の内示を受け、都内に企業主導型保育施設を設置する事業者に対し、保育の提供に必要な備品等の経費を助成する。 【助成対象計】 (1)　事故防止に資する備品の整備 (2)　保育室等において使用する室内遊具の整備 (3)　その他の保育活動に必要な備品の整備 (4)　保管業務システム導入に要する経費	【助成率】 3/4 【助成限度額】 保育施設の定員数に応じて 75 万円～172.5 万円 多摩産材製の備品を購入した場合は、25 万円～52.5 万円、保管業務システムを導入した場合は、75 万円～150 万円の上乗せあり

問合せ先　労働相談情報センター　事業普及課　　☎ 03（5211）2248

名　　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉓ ボランティア休暇 制度整備助成金	被災地への援助活動など人道支援や福祉支援、スポーツイベントにおける支援活動等を対象とした、「ボランティア休暇制度」を整備し、制度の内容や、ボランティア活動に関する情報等の社内周知等を実施した企業へ助成金を支給します。	助成金額 １企業当たり　20万円

その他の主な雇用等に関する助成

※制度改正等により、内容が変更となる場合があります。

■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等、就職が特に困難な方を安定所等の紹介で雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎ 03（5337）7413
※支給申請書の提出先は各ハローワークです。
（☎→p79）

■雇用調整助成金

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い雇用調整（休業・雇用調整時の教育訓練・出向）を行った事業主に対して、休業手当、賃金の一部が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎ 03（5909）3122
※支給申請書の提出先は各ハローワークです。
（☎→p79）

■雇用環境・均等部所管の助成金

⑴　**両立支援等助成金**

①　**出生時両立支援コース**
男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りのための取り組みを行い、男性労働者に一定の育児休業等を取得させた事業主に助成されます。

②　**介護離職防止支援コース（中小企業対象）**
労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ事業主、または介護のための柔軟な就労形態を導入し、利用者が生じた事業主に助成されます。

③　**育児休業等支援コース（中小企業対象）**
労働者の円滑な育児休業の取得・復帰のため所定の各取組を行った事業主に助成されます。

④　**再雇用者評価処遇コース（愛称：カムバック支援助成金）**
育児・介護または配偶者の転勤等を理由として退職した労働者の再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に助成されます。

⑤　**女性活躍加速化コース（中小企業対象）**
女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定し、取組を実施し、目標を達成した事業主に助成されます。

⑵　**働き方改革推進支援助成金（中小企業または事業主団体対象）**
労働時間等の設定改善のため、計画（特別休暇の設定、勤務間インターバル制度の導入、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等）を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主または傘下企業の労働者の時間外労働の削減等に取り組んだ事業主団体に対し、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

⑶　**業務改善助成金（中小企業対象）**
生産性向上のための設備投資等の取り組みを行い、事業場内最低賃金を引き上げた場合、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

問合せ先
東京労働局雇用環境・均等部　☎ 03（6893）1100

■人材開発支援助成金

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し労働者に適用した際に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎ 03（5332）6925

■キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用等への転換、処遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成金が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎ 03（5332）6923

４　人材育成・社員教育をしたい

産業人材の育成・確保

人材確保・育成コンサルティング

人材の確保から育成までを個々の企業ニーズに応じて総合的に支援します。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社　企業人材支援課　☎ 03（3251）7904

職場活性化セミナー

中小企業の生産性向上等に向け、組織の活性化を進めるとともに、人材の定着等に関するセミナーを実施します（経営者向け、実務担当者向け）。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社　企業人材支援課　☎ 03（3251）7904

ものづくり中小企業魅力体験受入支援

（インターンシップ受入支援）

中小企業の魅力を伝えるため、工業高校等の現場体験の受入れに取り組む中小企業に対して、専門相談員が受入調整時の相談対応や、助言等により支援します。

また、受入企業には、奨励金を支給します。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社　企業人材支援課　☎ 03（3251）7904

経営に関する研修

経営者・実務担当者等を対象に、経営戦略、経営管理、情報化対応等及び人材育成を目的とした研修を実施します。

名　称	主な研修内容
経営支援研修	製造・技術、営業、法務、人事・総務、財務・経理、ビジネススキル等
IT経営研修	メディアツールの活用、アクセス解析等
ISO研修	ISO内部監査員養成等

講師派遣型研修

個別企業に対して必要な研修を、出前にて実施します。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社　企業人材支援課
☎ 03（3251）7904

経営人材育成による企業力強化支援事業

経営者を経営戦略や組織マネジメントの面でサポートする経営人材の育成のため、経営人材に必要なスキル、自社を知るための経営人材育成講座を開催します。

また、講座受講後は、コーディネータ、専門家による個別のフォローアップにより、実践的に経営人材育成を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　企業人材支援課
☎03（3251）7904

適切な雇用管理のための研修

働きやすい職場環境づくり推進研修

雇用環境整備に関する知識を習得できる研修、企業意見交換会を行います。

[テーマ]
・育児と仕事の両立
・介護と仕事の両立
・病気治療と仕事の両立
・非正規労働者の雇用環境整備

問合せ先
労働相談情報センター事業普及課　☎ 03（5211）2248

労働セミナー

①使用者向けセミナー

就業規則の作成・変更の実務、賃金管理、労働時間管理、人事考課制度等について解説します。

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎→p73）

②時事的課題セミナー

労働問題に関するタイムリーな課題を取り上げ、解説します。

③事業主向け均等法セミナー

事業主を対象に男女雇用機会均等法等に関する基礎知識や現状、今後の課題等について解説します。

問合せ先
労働相談情報センター事業普及課　☎ 03（5211）2209
※このほかにもさまざまなテーマで実施（→p5）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎→p73）

ライフプランアドバイザー（東京都中高年勤労者福祉推進員）養成講座

退職後の生活等について従業員の相談に答えられる人材を企業内に養成するための講座です。

問合せ先
労働相談情報センター相談調査課　☎ 03（5211）2345

若年者雇用に関するセミナー

企業向けセミナーを開催し、若年者雇用や人材育成等に関する情報提供を行います。

問合せ先
東京しごとセンター　ヤングコーナー　☎ 03（5211）2851

各種人材育成研修

企業や団体の人材育成・能力開発に活用できるよう、各種研修プログラムを用意しています。

■階層別・職能別研修

新入社員・中堅社員・管理職の各階層別研修や、営業職・人事考課等の職能別研修を実施しています(研修日１～３日間)。

■講師派遣制度
　企業や団体に講師を派遣し、階層別・職能別の研修を実施しています（当協会会員限定・1 回 10 名以上等諸条件あり）。
※当協会実施の該当研修と同じ内容・テキストで実施し、一部派遣対象外の研修もあります。

問合せ先
東京都職業能力開発協会　☎ 03（5211）2352

若年技能者人材育成支援等事業

　従業員に新たな技能を習得させたい等の技能者の人材育成についての相談や、ものづくりマイスター及び IT マスターによる実技指導等の支援、また、新たに制度化されたテックマイスターによる指導も行います。企業や学校の求めに応じて派遣し、実技指導等の支援を行います。ものづくりマイスター等派遣の謝礼や材料費は東京都職業能力開発協会が負担します（限度額あり）。
＊ものづくりマイスターとは
　ものづくりに関して一定の技能・経験を有する技能者
＊IT マスターとは
　情報技術関連について一定の技能・経験を有する技能者
＊テックマイスターとは
　ものづくり現場（企業）で、IT 技術を使って課題発見から改善提案ができ、改善を通じて生産性の向上を行う人材育成ができる技能者

問合せ先
東京都職業能力開発協会　☎ 03（5211）2357

現場訓練支援事業

　企業の要望に応じて、指導人材を紹介し、企業に出向いて訓練指導を行います。謝金は都と企業が半額ずつ負担します。

問合せ先
各職業能力開発センター　（☎→p74）

職業能力開発センターのキャリアアップ講習

　主に中小企業で働いている方を対象に、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習を行っています（コースの一部は企業単位で申込可能）。ぜひ、企業の人材育成にご利用ください。
＜企業受付制度の概要＞

＊対象企業	都内の中小企業（雇用されている労働者が対象）
＊人数	1～4人
＊授業料	900 ～ 6,500 円（この他、指定の教科書をご用意いただきます）
＊講習時間	1 講習は 24 時限（1 時限 45 分）が標準 主に平日夜間、土日祝日の昼間に実施

問合せ先
各職業能力開発センター及び校　（☎→p74）
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4719

オーダーメイド講習

　都立職業能力開発センター及び校では、都内の中小企業・中小企業団体等のご要望に応じて実施時期・講習内容をコーディネートするオーダーメイド講習を行っています。

＊講習例	汎用旋盤･フライス盤、CAD 製図、第一種･第二種電気工事士受験対策
＊人数	5人以上
＊授業料	1 人当たり 900 ～ 6,500 円（この他、指定の教科書をご用意いただきます）
＊講習時間	14 ～ 24 時限（1 時限 45 分）、2～8日程度 平日昼・夜間、土日昼間に実施

問合せ先
各職業能力開発センター及び校　（☎→p74）
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4719

東京都優秀技能者(東京マイスター)知事賞

　都内に勤務する技能者のうち、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方に対して知事賞を贈呈し、「東京マイスター」として認定しています。商工会議所、産業団体、事業所、区市町村等から候補者の推薦を受付し、贈呈審査会において審査を行い、都知事が受賞者を決定します。受賞者については、東京都として広く PR をします。

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4717
http://www.meister-award.metro.tokyo.jp/

認定職業訓練

　事業主等が従業員に対して行う職業訓練のうち、要件を満たしたものを知事が認定し（認定職業訓練）、経費の一部について補助金の交付を受けられる制度があります(p44)。

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4718

人材育成・職業能力開発に関する相談

　「従業員向けの短期講習はないか」、「社内研修の指導者がいない」、「教育訓練のための施設を借りたい」、「人材育成の方法が分からない」…このようなことでお困りのときは、職業能力開発センターの総合相談窓口をご利用ください。人材育成や職業能力開発に関する相談、情報提供を行っています。
・オーダーメイド講習、現場訓練支援事業実施の相談
・指導者、熟練技能者等の紹介
・施設、設備の貸出し
・各種事業の紹介　　等

問合せ先
各職業能力開発センター及び校　（☎→p74）

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

人材育成プラザ

人材育成プラザは、職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、職業能力開発センター・校の８か所に付随して設置している施設です。

人材育成プラザでは、中小企業や事業主団体等が社員教育等を行う際に、教室・実習場・パソコン室を無料で貸し出しています（ただし、電灯代や動力使用時の動力代等はご負担いただきます。）。

問合せ先
各職業能力開発センター及び校（人材育成プラザ）　（☎→p74）

中小企業職業訓練助成制度

中小企業等が従業員に対して行う短時間の職業訓練に対して助成金を支給します。（p44）

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4718

技能継承支援

東京みらいの名工育成プログラム

東京のものづくりを支える中堅技能者を対象に、技能向上への意識醸成と後進への指導の取組を支援する講習です。

「名工育成プログラム」を修了すると、修了証書が交付されるほか、成績が優秀な方には「東京みらいの名工」の称号が付与されます。

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4719

社員技能の評価

→p9　技能検定（技能士）

建設人材の育成

→p18　建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

5　従業員を雇いたい

ハローワーク（公共職業安定所）

求人受理をはじめ、雇用保険の各種給付金、雇用促進のための助成金の手続、雇用に関する各種相談・指導を行っています。

問合せ先
ハローワーク　（☎→p79）

労働保険の加入手続について

労働保険は、労働者一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

問合せ先
労働基準監督署　（☎→p78）

人材確保支援事業

採用に課題を抱える企業の相談に対応する窓口を設置するとともに、専門家派遣やセミナー等により、人材の採用ノウハウの提供や、女性・高齢者等多様な人材の活用を促すことで中小企業等の人材確保を支援します。

問合せ先
（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課
☎ 03（5211）2174

人材確保相談窓口

企業の求人活動、採用支援等に精通した専任の相談員を配置し、採用に悩みを抱える中小企業等の相談に対応します（採用に関する一般相談、女性、高齢者等の活用相談）。

問合せ先
（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課
☎ 03（5211）2174

企業内保育施設設置相談窓口

育児中の女性等の活用を検討する企業に対し、企業による保育施設の設置等に関する相談を行います。

問合せ先
（公財）東京しごと財団　雇用環境整備課
☎ 03（5211）2172

中小企業の外国人材受入支援事業

外国人材受入支援センター（仮称）※

外国人材の採用・活用を検討する都内中小企業に対し、下記の支援を実施します。

1　外国人材の採用・活用に関する相談窓口※
2　外国人材受入に関するコンサルタント派遣
3　外国人材採用・活用セミナー
4　合同企業説明会
5　インターンシップ

※については、令和２年度中に開設予定。

問合せ先
外国人材受入支援センター（仮称）
☎ 050（5576）7317

海外現地における外国人材採用の支援

海外においてマッチングイベントを開催するほか、海外在住の外国人材を対象に都内中小企業でのインターンシップ事業を実施します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部就業推進課
☎ 03（5320）4628

各種窓口

技術技能を身につけた従業員を雇いたいとき

職業能力開発センター校で技術技能を身につけた修了生の職業紹介を行っています。

（高年齢者校、台東分校、東京障害者職業能力開発校を除く。）

（→p13就職のための知識・技能を身につけたい）

各職業能力開発センター及び校　（☎→p74）

障害者の雇用、受入体制整備等の相談

中央障害者雇用情報センター　☎ 03（5638）2792

東京障害者職業センター　☎ 03（6673）3938

障害者の雇用、助成金についての相談

（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

☎ 03（5638）2284

山谷地区に居住する労働者を雇用する場合の問合せ

(公財)城北労働・福祉センター　☎ 03（3874）8089

外国人雇用の情報提供・援助等

東京外国人雇用サービスセンター　☎（0570）011000

新宿外国人雇用支援・指導センター　☎ 03（3204）8609

外国人雇用管理アドバイザー制度

外国人の雇用管理について、アドバイザーが訪問して、相談、助言を行います。

東京労働局職業安定部職業対策課　☎ 03（3512）1662

6　職業紹介事業・労働者派遣事業の相談・許可申請・届出をしたい

職業紹介事業、労働者派遣事業の許可申請・各種届出は、東京労働局（厚生労働省の出先機関）で受け付けています。
新規に職業紹介事業、労働者派遣事業を始める事業主の方等を対象とした説明会も行っています。

問合せ先

東京労働局需給調整事業部

港区海岸3-9-45

需給調整事業第一課　☎ 03（3452）1472

需給調整事業第二課　☎ 03（3452）1474

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

7　技術力向上を図りたい

(1)　技術相談・依頼試験

中小企業の技術力を高めるために、都の試験研究機関では技術相談、設備の開放、依頼試験、試験結果証明書の発行、情報提供等各種技術支援を行っています。

（地独）東京都立産業技術研究センター

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　験・証　明
本部 (江東区青海)	高周波／MEMS／電気応用／高電圧／振動・制御／熱エネルギー加工／金属加工／音響／照明・光学計測／表面処理／高分子材料／環境対策／資源環境／放射線計測／バイオ材料応用／微生物応用／有機物分析・照射応用／制御システム／情報通信／ソフトウェア応用／ユーザビリティデザイン／プロダクトデザイン／ロボット／メカトロニクス／IoT 化製品開発支援／ IoT システム導入支援／試作支援／精密加工・測定／プロセス計測／微粒子応用／薄膜応用 ／環境試験／電気・温度試験／製品・材料強度	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械、造形装置等 詳細は都産技研 Web サイトをご確認いただくか、 総合支援窓口（03-5530-2140）にお問い合わせください。	左記分野に関連する各種試験・証明等 詳細は都産技研 Web サイトをご確認いただくか、 総合支援窓口（03-5530-2140）にお問い合わせください。
城東支所 （葛飾区青戸）	ものづくり加工（機械、デザイン）／ものづくり評価（電子・電気、化学）	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	精密測定、電子・電気、化学、デザインに関連する各種試験・証明等
墨田支所・ 生活技術開発セクター （墨田区横網）	快適性評価／安全性評価／製品化支援	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械、造形装置等	左記分野に関連する各種試験・証明等
城南支所 （大田区南蒲田）	基盤技術／先端計測加工ラボ	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	精密測定、電子･電気、分析、非破壊検査、高速造形
多摩テクノプラザ （昭島市東町）	EMC ／機械技術／電子回路設計／高機能繊維材料／繊維強化複合材料／繊維・材料評価	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械、造形装置等	左記分野に関連する各種試験・証明等
タイ　バンコク支所	タイ王国を中心とした東南アジア地域の日系企業の技術支援	－	－

（地独）東京都立産業技術研究センター　～中小企業の大きな夢を実現するために～

都産技研は、中小企業の皆様の幅広い技術に関する相談を受けています。また、ニーズにお応えして試験、測定、分析を行います。お客様ご自身で操作していただける様々な試験機器も設置しています。共同研究、講習会・技術セミナー等を実施し、中小企業の技術向上や製品開発を総合的に支援します。

「環境・エネルギー」、「生活技術・ヘルスケア」、「機能性材料」、「安全・安心」を重点研究分野とした東京の成長産業支援、「3D ものづくりセクター」、「先端材料開発セクター」、「実証試験セクター」、「生活技術開発セクター」を中心とした開発型中小企業の支援充実、中小企業の海外展開支援、中小企業の 5G・IoT・ロボット普及促進、航空機産業への参入支援、バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業の支援や、プラスチック代替素材を活用した開発・普及などについて新たな取組を実施します。

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

東京都立皮革技術センター

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　験・証　明
皮革技術センター	皮革工業関連技術	鞣製・染色用機械、仕上げ関係試験機械、分析試験用機械、物理試験用機械　等	皮革工業用原材料の物理・化学試験

東京都立皮革技術センター台東支所

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　験・証　明
皮革技術センター台東支所	皮革・靴はきもの関連技術	分析試験・計測用機械　等	靴及び靴材料等の物理試験

東京都立食品技術センター

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　験・証　明
食品技術センター	食品工業関連技術	食品加工機、分析試験用機器、微生物測定装置　等	食品工業用原材料、加工食品等の化学、物理、微生物試験

(2)　技術セミナー・講習会

（地独）東京都立産業技術研究センターの技術セミナー・講習会

名　　称	内　　容	規　　模
講　習　会 ※有料	講義と実習を組み合わせた実践的なコース	半日～数日
技術セミナー ※有料	最新の技術情報や周辺情報を講義するコース	半日～１日
オーダーメードセミナー ※有料	個別の企業や業界団体等の人材育成ニーズに応じ、カリキュラムを編成するコース	ご相談ください

(1) (2)の問合せ先

（地独）東京都立産業技術研究センター　本部　☎ 03（5530）2140
（地独）東京都立産業技術研究センター　城東支所　☎ 03（5680）4632
（地独）東京都立産業技術研究センター　墨田支所　☎ 03（3624）3731
（地独）東京都立産業技術研究センター　城南支所　☎ 03（3733）6233
（地独）東京都立産業技術研究センター　多摩テクノプラザ　☎ 042（500）2300
（地独）東京都立産業技術研究センター　東京ロボット産業支援プラザ　☎ 03（5530）2558
（地独）東京都立産業技術研究センター　IoT支援サイト　☎ 03（5530）2174

東京都立皮革技術センター　☎ 03（3616）1671
東京都立皮革技術センター　台東支所　☎ 03（3843）5912
東京都立食品技術センター　☎ 03（5256）9251

東京都立産業技術研究センター
ホームページ
https://www.iri-tokyo.jp/

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

⑶　産学公連携等の支援

イノベーション多摩支援事業

多摩地域を中心として、中小企業が、他社や大学、大手メーカー、研究機関等の多様な相手方と交流を行い、そこから生まれる連携を通じて、新製品・新技術の開発や新事業の創出といったイノベーションの実現を目的とした支援を行います。
☆この事業は稼ぐ力創出融資（p32）の対象です。

「各種セミナー」
「３つのシティ」を実現する上で重要な健康、環境・エネルギー、危機管理等の成長産業における技術開発動向等、新分野への参入に役立つ情報を発信するセミナーです。
「新技術創出交流会」
優れた技術・製品を保有する中小企業と大手メーカー、大学、研究機関が連携して、共同研究・共同開発を進める交流の場です。
「勉強会・研究会」
大手メーカー・大学等と中小企業における相互の開発ニーズと技術シーズのマッチングや、継続的な情報交換を行う場です。
「コーディネータ・フォローアップ」
セミナー・交流会・研究会に参加した中小企業がメーカー等と共同研究・共同開発を確実に進めるようコーディネータによる参加企業へのフォローアップを行います。また、専門家チームを派遣し、産学公連携による技術開発を促進します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社　☎ 042（500）3901

多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業

技術課題に応じた中小企業のコミュニティを構築し、技術・製品開発等に向けたハンズオン支援を行います。また、大手企業等への提案・マッチングの機会を創出します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社　☎ 042（500）3901

⑷　知的財産活用

知的財産の創造・保護・活用の支援

中小企業の優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、著作権等の知的財産の創造、保護、活用の支援を行います。

東京都知的財産総合センターのご案内
東京都知的財産総合センターは、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都が設立し、（公財）東京都中小企業振興公社が運営している機関です。知的財産に関する様々な相談や情報発信等を各分野の専門家により、総合的かつ専門的に行っています。

- **相談**
  ・知的財産に関する相談（特許・意匠・商標・著作権・海外出願・先行技術調査等）に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。
  必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。
- **普及啓発**
  ・知的財産に関するセミナー・シンポジウムを開催します。
  ・特許、意匠、商標、著作権、知財戦略、ノウハウ管理、技術契約、技術流出防止、海外知的財産等のマニュアルを発行しています。
- **知的財産活用製品化支援事業**
  大企業等の保有する知的財産を活用し、その知的財産を利用したい中小企業とのマッチングを実施します。知的財産の使用について合意を得られた中小企業の新製品の開発・製品化を支援します。
- **ニッチトップ育成支援事業**
  知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長 3 年間の継続的支援を行います。
- **弁理士マッチング支援システム**
  インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。
- **助成**
  外国への知的財産出願費用、外国侵害調査などにかかる費用の助成事業を行っています。
  詳細は融資・助成制度のページをご覧ください。

※城東・城南・多摩の各支援室においても知的財産に関する一般相談等を行っています。

問合せ先
東京都知的財産総合センター　☎ 03 (3832) 3656
同　城東支援室（城東地域中小企業振興センター内）　☎ 03 (5680) 4741
同　城南支援室（城南地域中小企業振興センター内）　☎ 03 (3737) 1435
同　多摩支援室（産業サポートスクエア・TAMA内）　☎ 042 (500) 1322
産業労働局商工部創業支援課　☎ 03 (5320) 4745

⑸　世界発信コンペティション

中小企業等が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを都知事が表彰し、受賞製品・技術、サービスの広報を行います。

問合せ先
製品・技術（ベンチャー技術）部門：産業労働局商工部創業支援課　☎ 03（5320）4745
サービス部門：（公財）東京都中小企業振興公社　中小企業世界発信プロジェクト事務局　☎ 03（5822）7239

⑹　デザイン活用の支援

デザイン経営支援事業

デザイン経営スクール

中小企業とデザイナーを対象に、「デザイン経営」を体系的に学ぶスクールを開講します。座学や企業見学、ワークショップなどを通じて中小企業とデザイナーが一緒に学ぶとともに、互いの考え方を共有することで、「デザイン経営」を推進する人財を育成します。

デザイン導入支援セミナー

中小企業の企業運営・商品開発へのデザイン導入を促すため、講義形式の中小企業向け無料セミナー（デザインの機能や導入方法、導入成果事例の紹介等）を実施します。

デザイン活用ガイド・デザイン関連事業パンフレット

中小企業によるデザインを活用した商品開発を促進するため、デザインを活用する上での基本的な考え方やデザインの有効な活用法などについてのガイドや、都や都関連団体で実施しているデザイン関連の事業を網羅したパンフレットを作成し、情報提供します。

デザイン相談事業

デザイン活用の実践に踏み出そうとする中小企業の個々の状況を聞き取り、それぞれに応じたデザイン実践の適切かつ具体的なアドバイス等を提供します。

東京デザイナーデータベース運営事業

中小企業と協働意欲のあるデザイナーを紹介するデータベースの運営管理を行い、中小企業のデザイン活用を支援します。

マッチング事業

東京デザイナーデータベースを核として、商談会やサイト上での Web マッチングを実施し、中小企業とデザイナーとの協働が生まれやすい環境を整備します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　経営戦略課　☎ 03（5822）7250

東京デザインコンペティション事業

東京都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施します。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課　☎ 03（5320）4763
（公財）日本デザイン振興会　☎ 03（6743）3777

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

8　地域産業の活性化を図りたい

商店街の活性化

商店街チャレンジ戦略支援事業

商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、ポイントカード導入等のＩＴ機能強化を図るための事業等の活性化事業、イベント事業、地域連携型商店街事業、政策課題対応型商店街事業及び広域支援型商店街事業に要する経費の一部を助成します。

- **地域連携型商店街事業**
  商店街が、町会・自治会やNPO法人等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行う事業を支援します。

- **政策課題対応型商店街事業**
  環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等、都が直面する行政課題の解決につながる取組を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787
各区市町村商業担当課（☎→p82）

- **広域支援型商店街事業**
  ２以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組を支援します。

問合せ先
東京都商店街振興組合連合会　☎ 03（3542）0231

商店街ステップアップ応援事業

商店街への専門家派遣を実施するとともに、商店街が行う調査・計画策定に対して支援を行うことで、商店街の主体的で計画的な取組を後押しします。

- **専門家派遣**
  商店街の活性化に向けて、新たな取組にチャレンジする商店街に対して、中小企業診断士やイベントプランナー等の専門家が現場に出向いてアドバイスを行います（無料）。

問合せ先
商店街ステップアップ応援事業事務局（東京都商店街振興組合連合会内）　☎ 03（3547）3787

- **市場調査、計画策定支援**
  東京都商店街振興組合連合会が行う専門家派遣等を利用した商店街が市場調査や計画策定を行う場合に、区市町村と連携して支援します。

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787

商店街空き店舗活用事業

商店街にとって主要な課題となっている空き店舗問題に対して必要な支援を行うことで、空き店舗の利用促進を図ります。

- **空き店舗活用モデル事業**
  空き店舗を活用し、地域課題の解決や商店街の賑わい創出につながる先進的な取組を行う商店街を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787

- **空き店舗ポータルサイトの運営**
  都内商店街の空き店舗に関する総合的な情報を発信します。

問合せ先
東京都商店街振興組合連合会　☎ 03（3542）0231

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

進め！若手商人育成事業

次代の商店街を担う若手商人を中心に据えた、「商店街の人づくり」に多面的に取り組みます。
本事業は、（公財）東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

①商店街パワーアップ作戦（専門家の派遣）
②商店主スキルアップ事業（専門家の派遣）
③商人大学校
④商店街リーダー実践力向上塾
⑤商店街起業促進サポート事業
⑥中小小売商業活性化フォーラム

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787
（公財）東京都中小企業振興公社経営戦略課　☎ 03（5822）7237

大型店の新設・変更の届出

大規模小売店舗（大型店）は、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす可能性を有する施設です。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）では、店舗面積の合計が 1,000 ㎡ を超える店舗を新設・変更する者（設置者）の都道府県への届出を義務付け、設置者が配慮すべき事項として、大型店の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定めています。

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4777・4788～9

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。

伝統工芸品産業の振興

伝統的な技術・技法を保存し、これらの産業を振興するため、現在 41 品目を東京都伝統工芸品として指定し、各種振興策を実施しています。

東京都伝統工芸品の指定制度

下記の要件を備える工芸品について、「東京都伝統工芸品産業振興協議会」の意見を聴いて、東京都知事が東京都伝統工芸品に指定しています。

○製造工程の主要部分が手工業的であること。
○伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
○伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。
○都内において、一定の数の者がその製造を行っていること。

東京都 伝統工芸品マーク

このマークがついている製品は東京都知事が指定した伝統工芸品です。
都の紋章と伝統工芸品の頭文字の「伝」をあしらいました。

東京都の伝統工芸品

村山大島紬※、東京染小紋※、本場黄八丈※、江戸木目込人形※、東京銀器※、東京手描友禅※、多摩織※、東京くみひも、江戸漆器、江戸鼈甲※、江戸刷毛、東京仏壇、江戸つまみ簪、東京額縁、江戸象牙、江戸指物※、江戸簾、江戸更紗、東京本染ゆかた・てぬぐい、江戸和竿※、江戸衣裳着人形※、江戸切子※、江戸押絵羽子板、江戸甲冑※、東京籐工芸、江戸刺繍、江戸木彫刻、東京彫金、東京打刃物、江戸表具、東京三味線、江戸筆、東京無地染※、東京琴、江戸からかみ※、江戸木版画※、東京七宝、東京手植ブラシ、江戸硝子※、江戸手描提灯、東京洋傘

※については、国からも伝統的工芸品として指定されています。
なお、「江戸衣裳着人形」と「江戸甲冑」は「江戸節句人形」の名称で国指定を受けています。

主な支援策

東京都伝統工芸品を対象に、販路開拓、技術者の地位向上、新商品開発・普及促進等の支援策を行っています。

○　販路開拓
東京都伝統工芸品の市場開拓や消費者への普及を図るために、東京都伝統工芸品展等を開催しています。
（令和元年度は、第63 回東京都伝統工芸品展を令和 2 年1月に髙島屋新宿店で開催しました。）

○　技術者の地位向上
高度な伝統的技術・技法を保持する者を「東京都伝統工芸士」として認定し、技術者の地位向上と後継者の確保を図っています。

○　新商品開発・普及促進
東京手仕事プロジェクトにおいて、伝統工芸品事業者とデザイナーの協働により、高品質でデザイン性の高い新商品の開発を支援しています。
また、テストマーケティングや各種の展示会出展等により、伝統工芸品等の新たな販路を開拓するとともに、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、国内外への普及を支援しています。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　　☎03（5320）4659
（公財）東京都中小企業振興公社　城東支社　☎03（5680）4631
https://dento-tokyo.jp/

★融資・助成制度は31ページをご覧ください。